

摂津市議会

総務常任委員会記録

平成27年10月16日

摂津市議会

目 次

総務常任委員会

10月16日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件-----	1
開会の宣告-----	3
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	3
認定第1号所管分の審査-----	3
補足説明（総務部長、市長公室長、消防長、選挙管理委員会・監査委員・ 公平・固定資産評価審査委員会事務局長）	
質疑（福住礼子委員、野口博委員）	
散会の宣告-----	53

総務常任委員会記録

1. 会議日時

平成27年10月16日（金）午前9時59分 開会
午後3時16分 散会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長 三好義治 副委員長 山崎雅数 委員 福住礼子
委員 渡辺慎吾 委員 野口 博

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正
市長公室長 乾 富治 同室次長 山口 猛
同室参事兼人事課長 大橋徹之 同室参事兼秘書課長 門川好博
広報課長 荒井陽子 政策推進課長 川西浩司 同課参事 上田和生
人権女性政策課長 船寺順治
総務部長 杉本正彦 同部次長兼市民税課長 和田 元
同部参事兼市史編さん室長 東角泰典 総務課長 松方和彦
防災管財課長 西川 聡 財政課長 石原幸一郎 情報政策課長 槇納 縁
同課参事 妹尾紀子 固定資産税課長 中西利之 納税課長 岩見賢一郎
工事検査室長 宮木茂実 会計管理者兼会計室長 牛渡長子
選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 井口久和
同局次長 山下 聡
消防長 樋上繁昭 消防本部次長兼消防署長 明原 修
同部参事兼総務課長 橋本雅昭 予防課長 松田俊也
警備課長 木下正雄 同課参事 幸田英基 警防第1課長 納家浩二
同課参事 林 州次 警防第2課長 萩原秀夫

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 藤井智哉 同局総括主査 田村信也

1. 審査案件

認定第1号 平成26年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分

認定第4号 平成26年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件

(午前9時59分 開会)

○三好義治委員長 ただいまから、総務常任委員会を開会いたします。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

朝晩めっきり冷え込みが厳しくなってきましたが、そんな中、本日は総務常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、平成26年度の決算についてご審査をいただくわけですが、何とぞ慎重審査の上、ご認定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

後になりましたけれども、このたびの役選で正副委員長様にはご苦労さまでございます。おめでとうございます。どうぞ1年間よろしく願いいたします。

一旦退席いたしますが、どうぞ最後までよろしくお願いいたします。

○三好義治委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、福住委員を指名いたします。

審査の順序につきましては、まず最初に認定第1号所管分の審査を行い、次に認定第4号の審査を行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時 休憩)

(午前10時1分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

認定第1号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

杉本総務部長。

○杉本総務部長 認定第1号、平成26年

度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、総務部等に係る部分につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず歳入ですが、26ページ、款1市税、項1市民税、目1個人は、前年度に比べ0.5%、2,257万714円の増額となっています。

目2法人は、前年度に比べ29.5%、4億9,438万6,820円の増額となっています。

項2固定資産税、目1固定資産税は、前年度に比べ0.2%、2,026万5,160円の増額となっています。

項3軽自動車税、目1軽自動車税は、前年度に比べ3.1%、262万8,515円の増額となっています。

項4市たばこ税、目1市たばこ税は、前年度に比べ53.5%、8億8,117万4,983円の減額となっています。

項5都市計画税、目1都市計画税は、前年度に比べ0.3%、498万7,632円の増額となっています。

款2地方譲与税、項1地方揮発油譲与税、目1地方揮発油譲与税は、前年度に比べ5.9%、270万円の減額となっています。

項2自動車重量譲与税、目1自動車重量譲与税は、前年度に比べ3.1%、326万8,000円の減額となっています。

28ページ、款3利子割交付金、項1利子割交付金、目1利子割交付金は、前年度に比べ2.3%、101万6,000円の減額となっています。

款4配当割交付金、項1配当割交付金、目1配当割交付金は、前年度に比べ81.5%、5,270万6,000円の増額となっています。

款5株式等譲渡所得割交付金、項1株式

等譲渡所得割交付金、目1株式等譲渡所得割交付金は、前年度に比べ37.7%、3,748万6,000円の減額となっています。

款6地方消費税交付金、項1地方消費税交付金、目1地方消費税交付金は、前年度に比べ19.4%、1億8,494万6,000円の増額となっています。

款7ゴルフ場利用税交付金、項1ゴルフ場利用税交付金、目1ゴルフ場利用税交付金は、前年度に比べ5.2%8万1,188円の増額となっています。

款8自動車取得税交付金、項1自動車取得税交付金、目1自動車取得税交付金は、前年度に比べ52.1%、3,844万2,000円の減額となっています。

款9地方特例交付金、項1地方特例交付金、目1地方特例交付金は、前年度に比べ12.4%、1,081万3,000円の減額となっています。

款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税は、前年度に比べ0.2%、118万8,000円の増額となっています。これは2億1,031万円の特別交付税に加え、2億9,683万7,000円の普通交付税の交付を受けたためです。

30ページ、款11交通安全対策特別交付金、項1交通安全対策特別交付金、目1交通安全対策特別交付金は、前年度に比べ12.7%、188万5,000円の減額となっています。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料は、庁舎施設等使用料です。

32ページ、目5土木使用料は、市営住宅使用料及び市営住宅用地使用料です。

34ページ、項2手数料、目1総務手数料は、税務諸証明手数料及び税務督促手数料です。

36ページ、目4土木手数料は、公共用地境界明示手数料及び自動車保管場所使用承諾証明手数料です。

38ページ、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、番号制度システム整備補助金及び地域住民生活等緊急支援交付金です。

40ページ、目4土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金です。

項3委託金、目1総務費委託金は、基幹統計調査委託金及び統計調査員確保対策事業委託金です。

42ページ、款15府支出金、項2府補助金、目1総務費府補助金は、総合相談事業交付金、緊急雇用創出基金事業補助金及び大阪府市町村振興補助金です。

48ページ、項3委託金、目1総務費委託金は、府税徴収事務委託金です。

50ページ、款16財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入は、土地貸付収入です。

目2利子及び配当金は、各種基金利子です。

項2財産売払収入、目1不動産売払収入は、土地売払収入です。

款17寄附金、項1寄附金、目1寄附金は、一般寄附金です。

52ページ、款18繰入金、項1特別会計繰入金、目1財産区財産特別会計繰入金は、市場池の貸付収入の一部を一般会計に繰り入れしています。

款19諸収入、項1延滞金加算金及び過料、目1延滞金は、市税延滞金です。

項2市預金利子、目1市預金利子は、歳計現金に係る預金利子です。

54ページ、項3貸付金元利収入、目3家屋被害復旧資金貸付金元金収入は、家屋被害復旧資金貸付金償還金です。

項4雑入、目1滞納処分費は、不動産公売に伴う鑑定費用です。

目2雑入の主なものは、市町村振興協会交付金や水道事業会計からの収入などです。

次に64ページ、款20市債、項1市債、目1総務債で、コンピュータシステム新規構築事業債。目2民生債で、民間保育所施設整備補助事業債及び子育て総合支援センター遊戯室耐震補強等事業債。目3商工債で、南千里丘モデルルーム跡整備事業債。目4土木債で、吹田操車場跡地まちづくり事業債、新在家鳥飼上線道路整備事業債及びJR千里丘駅エレベーター設置事業債。目5消防債で、消防通信指令室等改修事業債及び情報収集伝達体制整備事業債。目6教育債で、小学校耐震補強等事業債、中学校給食配膳室設置事業債及び中学校耐震補強等事業債。目7臨時財政対策債で、普通交付税で基準財政需要額に参入されたもの及び借換債を、それぞれ記載しております。

款21繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、7億5,111万7,549円であり、その内訳は繰越事業充当財源が6,468万200円。平成25年度決算余剰金が6億8,643万7,349円となっております。

続いて歳出ですが、70ページからの、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の主なものは、節1報酬のうち、市史編さん室分は、市史編さん事業に係る嘱託員報酬及び委員報酬です。

節7賃金は、市史編さん室の非常勤職員等賃金、財政課の臨時職員賃金及び工事検査指導嘱託員賃金です。

72ページ、節11需用費、1消耗品費総務課分は、印刷用紙などです。

74ページ、節12役務費のうち、通信運搬費、市史編さん室分は摂津市市史編さん事業に係る電話料金です。

節13委託料は、市例規集委託料など、節14使用料及び賃借料は、パソコン等借上料などを執行しています。

76ページ、節18備品購入費総務課分は、庁内印刷事業に係る庁用器具費です。

節28繰出金は、財政課の児童手当に係る水道事業会計繰出金です。

目2文書広報費の主なものは、節12役務費で、市全体の郵送料などです。

78ページ、目3会計管理費は、会計室の出納事務に係る経費です。

目4財産管理費は、庁舎や市有財産などの維持管理経費を執行しています。

82ページ、目9電子計算費は、住民情報システムなどに係る経費を執行しています。

90ページ、目16財政調整基金費、目17公共施設整備基金費、目18減債基金費及び、目19土地開発基金費の各基金費は、剰余金、利子等をそれぞれの基金に積み立てたものです。

項2徴税費は、目1税務総務費から、92ページの、目2賦課徴収費で、税務事務に係る経費を執行しています。

100ページ、項5統計調査費は、目1統計調査総務費は、目2基幹統計調査費で、統計に係る一般事務経費や各種統計調査などの統計法に基づき実施した基幹統計調査に係る経費を執行しています。

次に164ページ、款7土木費、項5住宅費、目1住宅管理費では、市営住宅管理運営経費を執行しています。

次に、172ページ、款8消防費、項1消防費、目4災害対策費では、防災対策に係る経費を執行しています。

次に、208ページ、款10公債費、項1公債費、目1元金は、前年度に比べ12億3,520万9,919円の増額となっています。

目2利子では、前年度に比べ6,782万7,382円の減額となっています。

次に、210ページ、款12予備費、項1予備費、目1予備費は、861万4,412円を充当しています。その内容は、款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費で、弁護士費用等の訴訟委託料に151万8,597円。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費で、弁護士費用等の訴訟委託料に10万8,000円。款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費で、弁護士費用等の訴訟委託料に166万5,168円。款7土木費、項3水路費、目1排水路費で、水路管理瑕疵による損害賠償金に20万644円。款8消防費、項1消防費、目2非常備消防費で、消防団員に対する退職報償金に252万6,994円。目4災害対策費で、防災活動増加による時間外勤務手当等に、259万5,009円を充当しています。

以上、平成26年度摂津市一般会計決算の補足説明とさせていただきます。

○三好義治委員長 乾市長公室長。

○乾市長公室長 それでは、平成26年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、市長公室に係る部分につきまして、目を追って主なものについて、補足説明をさせていただきます。

まず歳入でございますが、一般会計歳入歳出決算書38ページ、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、社会福祉費補助金は、平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴い、低所得者や

子育て世帯に配慮して実施された、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の事務執行経費と、給付金相当額に係る補助金でございます。

42ページ、款15府支出金、項2府補助金、目1総務費府補助金、総合相談事業交付金のうち19万8,000円は、人権相談事業等に係る補助金でございます。

48ページ、項3委託金、目1総務費委託金、人権啓発活動委託金は人権啓発活動事業全般に係る事業委託金でございます。

54ページ、款19諸収入、項4雑入、目2雑入、雑収入は、秘書課分の広報紙広告掲載料、ホームページ広告掲載料は、市広報紙及びホームページに広告を掲載いたしました収入でございます。人事課分として退職手当水道事業会計負担金は、退職手当の支給に係り水道事業会計に属したることのある職員について、その在職期間分を勤続年数で案分し、水道事業会計の負担としたものでございます。派遣職員給与費、給与等負担金は岩手県釜石市、大阪府後期高齢者広域連合及び大阪府市町村振興協会への派遣職員に係る給与等負担金でございます。臨時非常勤職員等雇用保険個人掛金は、事務処理上市が一括して保険料を支払うことに伴い、対象者から個別に徴収いたしました掛け金を収入したものでございます。互助会補給金返還金は、大阪高等裁判所において簡易配当の許可がなされたことから、補給金における配当を返還金として収入したものでございます。

次に、歳出でございますが、一般会計全体に係ります人件費関係の決算につきましては、決算概要24ページの、給与費決算額調書に記載いたしております。

平成26年度に支出いたしました、給与費の総額は53億4,332万2,206

円で、前年度に比べ1.2%、6,474万7,069円の減少となっております。

給与費の内訳といたしましては、報酬で2億9,909万7,126円、給料で21億8,868万5,296円、職員手当等で20億2,467万1,719円、共済費で8億3,086万8,065円の執行となっております。そのうち、報酬では前年度に比べ2.8%、803万8,144円の増加となっております、これは人事課一般事務事業における嘱託員報酬が増額になったことが主な要因でございます。

給与では前年度に比べ0.1%、249万9,184円の減少となっております、これは平成26年人事院勧告による平均0.38%の給料改定を行った一方で、採用抑制等による職員数の減が主な要因でございます。

なお、給料表改定による影響額は836万8,732円の増額でございます。職員手当等では、前年度に比べ3.3%6,849万7,464円の減少となっております、これは平成26年人事院勧告により、勤勉手当の支給月数が0.15月分増加した一方で、退職手当が5億659万4,259円の執行で前年度に比べ14.6%、8,679万4,565円の減少となったことが主な要因でございます。

なお、平成26年度の退職手当支給者は一般職24名で、前年度に比べ4名の減少となっております。また、任期満了となった副市長及び教育長にもそれぞれ支給をいたしております。共済費では前年度に比べ0.2%、178万8,565円の減少となっております。

次に、人件費以外の主な内容を一般会計歳入歳出決算書によりご説明申し上げます。

まず、決算書72ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、報償費では、人事課分として職員研修の講師費用を支出したものでございます。

同じく72ページ、需用費及び、74ページ、役務費につきましては、市長公室全般にかかります、業務執行上の必要経費を支出したものであり、いずれも必要性を十分精査し執行したところでございます。

同じく74ページ、委託料につきましては、秘書課分として秘書派遣料を、人事課分として職員採用試験、係長級昇任試験の試験問題作成等委託料、職員の健康管理に係る職員健康診断委託料、人材育成のために実施している管理職養成等研修委託料などを執行したものでございます。

76ページ、負担金、補助及び交付金の主なものといたしましては、人事課に係ります職員厚生会補助金や職員自主研究グループ補助金、専門能力開発向上事業に係る各種職員研修負担金、秘書課に係ります各市長会負担金でございます。

同じく76ページ、目2文書広報費では、秘書課分の主なものといたしまして、広報せつつの発行及び配布等に係る費用のほか、ホームページ保守管理経費などを執行したものでございます。

80ページから82ページ、目5企画費につきましては、政策推進課の事務執行に係る経費で、その主なものといたしまして、旧味舌・三宅小学校跡地調査業務委託料等を執行したものでございます。なお、繰越明許費は、第4次総合計画中間評価及び、地方版総合戦略の策定に係る各種経費でございます。

次に84ページ、目11女性政策費につきましては、男女共同参画計画推進のため、市民に参画いただいております、男女共同

参画推進審議会等に係る経費、男女共同参画社会を目指すための啓発紙の発行等に要した経費でございます。また、目12男女共同参画センター費につきましては、摂津市立男女共同参画センターウィズせつつにおける相談事業や、講座開催、ウィズせつつカレッジの開催等に係る経費でございます。

88ページ、目15諸費は、人権啓発等に係る経費でございます。そのうち主なものといたしましては、委託料で平和のつどい委託料、90ページ、負担金、補助及び交付金で、摂津市人権協会補助金、大阪府人権啓発・人材養成分担事業分担金などを執行いたしております。

116ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目8臨時福祉給付金給付事業費は、給付事務に従事する職員の人件費のほか、システム構築等委託料、臨時福祉給付金封入封緘作業及び窓口業務等委託料などを執行いたしております。

目9子育て世帯臨時特例給付金給付事業費は、臨時福祉給付金給付事業費と同様の経費を執行したものでございます。

最後に222ページ、(4)出資による権利でございますが、一般財団法人アジア・太平洋人権情報センターにおいて、各団体からの出捐金により構成される基本財産の一部が取り崩されたため、本市の権利につきましても当該出捐割合に応じ、8万9,385円が減少し、年度末残高が107万1,266円となったものでございます。

以上、市長公室の所管いたします、決算内容の補足説明とさせていただきます。

○三好義治委員長 樋上消防長。

○樋上消防長 認定第1号平成26年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、消防

本部の所管事項につきまして、目を追って主なものについて説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、決算書36ページをごらんください。款13使用料及び手数料、項2手数料、目5消防手数料は、危険物設置許可等及び検査手数料、り災等の証明書発行に伴う手数料、保安三法設置許可等及び検査手数料でございます。

40ページ、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目5消防費国庫補助金は、緊急消防援助隊設備整備費補助金でございます。

48ページ、款15府支出金、項2府補助金、目7消防費府補助金は、大阪航空消防運営費補助金及び権限移譲交付金でございます。

60ページ、款19諸収入、項4雑入、目2雑入の消防団員退職報償費は、消防団員の退職報償金、近畿道救急業務実施市町村交付金は、近畿自動車道の救急出動に係る交付金、コミュニティ助成金はCPR訓練用人形とAEDトレーナー購入に係る助成金でございます。

次に、歳出でございますが、概要につきましては決算概要126ページから131ページにかけて記載しておりますので、あわせてご参照願います。

決算書166ページをごらんください。款8消防費、項1消防費、目1常備消防費、節7賃金は、臨時職員1名分の賃金でございます。

節9旅費は、大阪府立消防学校等の職員研修派遣に係る普通旅費等でございます。

節11需用費は、消防活動上必要な物品及び活動服等貸与被服の購入、並びに消防車両及び消防庁舎の修繕等維持管理経費でございます。

168ページ、節12 役務費は、一般加入回線、専用回線及び携帯電話等の通信運搬費並びに消防活動用高圧ガスボンベの検査手数料等でございます。

節13 委託料は、消防庁舎の清掃、消防庁舎設備の保守管理委託緊急情報システム等保守管理委託、消防庁舎改修実施設計委託及び職員特別健康診断委託等でございます。詳細につきましては、事務報告書の407ページ、408ページ、420ページ及び429ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

次に、節14 使用料及び賃借料は、消防庁舎の土地借り上げ及び仮眠用寝具借り上げ等でございます。

170ページ、節18 備品購入費は、機械器具費といたしまして、救急自動車購入に係る経費並びに消防器具費として、空気呼吸器用高圧空気ボンベ、除染シャワー、化学防護服及び放射線防護服等の購入に係る経費でございます。

節19 負担金、補助及び交付金は、消防ヘリコプター運営に係る負担金、消火栓新設・修理負担金、救急救命士の養成等をはじめ、職員の教育派遣に係る負担金、救急安心センターに係る負担金及び共同指令システム整備実施設計負担金等でございます。

次に、目2 非常備消防費、節1 報酬は、342名の消防団員報酬でございます。

節8 報償費は、14名の消防団員退職報償金等でございます。

節9 旅費は、延べ90名分の火災等出動旅費、訓練、歳末非常警戒及び消防出初め式等の出動に係る費用弁償でございます。

節11 需用費は、消防団員の貸与被服及び消防団活動用品の購入並びに分団配備の消防ポンプ自動車7台、小型動力ポンプ

積載車22台及び小型動力ポンプ22台の維持補修等の経費でございます。

172ページ、節18 備品購入費は、小型動力ポンプ3台の更新に係る経費でございます。

節19 負担金、補助及び交付金は、消防団屯所補修等に対する消防施設整備費補助金及び消防団員等公務災害補償等共済基金の掛金等でございます。

以上、消防本部の所管いたします、決算内容の補足説明とさせていただきます。

○三好義治委員長 井口総合行政委員会事務局長。

○井口選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 認定第1号、平成26年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、公平委員会、固定資産評価審査委員会、選挙管理委員会及び監査委員の事務局が所管いたします項目につきまして、目を追って補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、40ページ、款14 国庫支出金、項3 委託金、目1 総務費委託金の、選挙費委託金は衆議院議員総選挙委託金及び在外選挙人名簿登録事務委託金でございます。

48ページ、款15 府支出金、項3 委託金、目1 総務費委託金の、選挙費委託金は、府会議員選挙費委託金でございます。

次に、歳出でございます。82ページ、款2 総務費、項1 総務管理費、目7 公平委員会費は、委員報酬及び事務的な経費でございます。同じく、目8 固定資産評価審査委員会費は、委員報酬及び事務的な経費でございます。

96ページ、項4 選挙費、目1 選挙管理委員会費は、委員報酬及び事務的な経費でございます。

98ページ、目2府議会議員選挙費は、平成27年4月12日執行の、大阪府議会議員選挙に係ります管理執行経費でございます。主なものいたしましては、臨時職員の賃金、入場整理券郵送等の通信運搬費、ポスター掲示場設営等の委託料などがございます。

同じく、目3農業委員会選挙費は、平成26年7月6日執行の摂津市農業委員会委員一般選挙に係ります管理執行経費でございます。主なものいたしましては、当選証書等の消耗品費でございます。

同じく、目4衆議院議員総選挙費は、平成26年12月14日執行の、第47回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係ります、管理執行経費でございます。主なものいたしましては、投票立会人当等の報酬、従事者の人件費、入場整理券郵送等の通信運搬費、ポスター掲示場設営撤去等の委託料などがございます。最後に102ページ、項6監査委員費、目1監査委員費は、委員報酬及び事務的な経費でございます。

以上、決算の補足説明とさせていただきます。

○三好義治委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

福住委員。

○福住礼子委員 おはようございます。

それでは初めての総務常任委員会でございます。どうぞよろしく願いいたします。

基本的には決算書を追って質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

初めに、款13使用料及び手数料、項1使用料、目5土木使用料、その中の公営住宅使用料ですね。市営住宅の家賃と思いま

すが、収入未済額785万円とありました。使用料及び手数料の未済額1,206万円のうち大きく占めていると思いますので、その内訳をお答えください。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金の、40ページの住宅費補助金でございますが、社会資本整備総合交付金の公的賃貸住宅家賃低廉化として570万円とあります。これはどのような補助金であるのか、内訳を教えてくださいたいのと、どういったときに使われているものなのか、お答えいただきたいと思っております。

次に、款14国庫支出金、項3委託金、目1総務費委託金、40ページにあります統計調査費委託金でございますが、基幹統計調査委託金662万円というのはどのような調査をされたのか、またこの調査員というのはどこから採用されているものなのか、お聞きしたいと思います。

款15府支出金、項2府補助金、目1総務費府補助金、42ページの緊急雇用創出基金事業補助金でございますが、これはどのような事業に対しての雇用されたのか、また、この緊急雇用創出というのはいつまで継続してこの事業が行われていくのか、教えてくださいたいです。

款16財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、50ページの土地建物貸付収入とあります。防災管財課における、2億110万円とありますが、この内訳を教えてください。

款16財産収入、項2財産売払収入、目2不動産売払収入、50ページの土地売払収入でございますが、防災管財課の予算では当初2億5,000万円だったと思っております。この差額2億6,000万について教えてくださいたいと思っております。

款 1 9 諸収入、項 4 雑入、目 1 滞納処分費、5 4 ページの滞納処分費、平成 2 6 年度における内訳を教えてくださいと思います。

次に、歳出のほうでございますが、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、この中で、決算概要の中に財政の推移を示したグラフがありました。歳出の性質別推移を見ますと、人件費が毎年絞られております。職員一人一人の能力を引き上げる、また能力を引き出す研修というのがこれから求められていくのかなと思ひまして、この創造的人材育成事業として、各種役職別研修というのが行われているのかと思ひます。どういった研修なのか、内容を教えてくださいと思います。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 2 文書広報費、7 8 ページの委託料ですが、市のホームページと広報紙に係る内容です。それぞれ内容を教えてくださいことと、あと市民と行政の情報共有できる施策として、このホームページというのは当たり前のツールとなっております。現在のアクセス件数とまたその内容ですね、ホームページのそれについては満足いくものと思われているのかお聞きしたいと思います。また、広報紙についても、今後さまざまに検討されることがありましたら、お答えいただきたいと思ひます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 4 財産管理費、8 0 ページの委託料ですけれども、公有財産管理台帳システム保守委託料、公共施設マネジメント支援システム改修委託料、この内容を教えてくださいことと、市庁舎総合整備事業事前調査委託料がどういった調査なのかを詳しく教えてください。

次に、款 2 総務費、項 1 総務費、目 5 企

画費の、8 2 ページの委託料ですけれども、旧味舌・三宅小学校跡地調査業務委託料、これはどういった調査をされたのか教えてください。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 9 電子計算費の、8 4 ページの委託料でございますが、住民情報システム保守、システム改造、システム構築、新システム移行といった、こういうシステムに関する内容がありますので、中身を教えてくださいと思ひます。

同じく、款 2 総務費、項 1 総務管理費の、目 1 1 女性政策費の 8 4 ページ、報酬でございますが、男性のための電話相談を実施されたというふうにお聞きしております。相談件数と、また言える範囲で主な相談の内容を、教えてくださいと思ひます。

それから、目 1 2 の男女共同参画センター費の賃金でございますが、活動専門員について電話相談というのを減らして面談相談枠というのをふやされたかと思ひます、それに伴って相談者がふえてきているのか、また相談体制というのが充実されてきているのかについて、お聞きしたいと思います。

それから、款 2 総務費、項 2 徴税費、目 2 賦課徴収費の、9 4 ページ、委託料ですが、電話催告等業務委託料とあります。これについて中身を教えてくださいと思ひます。

それから項 4 選挙費、目 1 選挙管理委員会費及び、目 4 衆議院議員総選挙費のそれぞれの委託料ですけれども、投票速報システム改修委託料というのがございました。もう一つは投票用紙分類システム保守委託料、選挙システム改造委託料の、この内容と目的を教えてくださいと思ひます。

同じく、項4 選挙費、目2 府議会議員選挙費の、98 ページ、委託料でございますが、選挙管理委員会において投票所の再編また期日前投票所の増設というのが検討されておりました。投票所の変更と臨時期日前投票所の設置が、そのことによって行われたと思いますが、その目的と結果についてお聞かせいただきたいと思います。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目8 臨時福祉給付金給付事業費並びに、目9 子育て世帯臨時特例給付金給付事業費についてですけれども、それぞれ補正予算では減額となりました。去年、申請期間が延期されるといった事態も起こっておりましたので、この申請期間にかかわる周知の仕方、また、全体的に最終の給付に至るまで、総括的にどのような結果であったのか、お聞かせいただきたいと思います。また、何か問題点や課題といったものが残ったのかという点についても教えてください。それと給付率でございますが、他市に比べて摂津市はどのくらいの給付率が出たのか、そういったこともお聞かせいただきたいと思います。

款8 消防費、項1 消防費、目1 常備消防費、170 ページの備品購入費のことでございますが、先ほど説明が少しあったことでもありますけれども、機械器具費、消防器具費の内訳について教えてください。それから予防活動推進事業についてですけれども、全体的な内容を教えてください。ことと、事務報告の中には査察件数として100 件といった数字が載っております、この中身の説明も教えてください。

それから救急安心センターおおさか、シャープ7119 というのが、徐々にふえていっておりますけれども、現在の普及状況、また、件数の推移と119 番通報受付件数

との関連性ですね、その辺のことをお聞きしたいと思います。さらに応急手当普及啓発活動事業というのがございます。普通救命講習会の実施状況について、受講者の内訳ですね、どういった方が来られているのか、また、人数のこれまでの推移について、どうなのかといったことも教えてください。お願いします。

款8 消防費、項1 消防費、目4 災害対策費の、172 ページ、報酬でございますが、防災会議女性専門委員会というのが行われました。その評価についてお聞きしたいと思います。

それから、174 ページの委託料ですけれども、地域防災計画の修正について、これは、定期的な実施であったのか、また、この地域防災計画はこれからどのように活用されていくのかということ、それから、女性専門委員会の内容は、この中に盛り込まれた内容となったのかといったことを教えてください。お願いします。

○三好義治委員長 答弁を求めます。

まずは市営住宅のほうから答弁を。

西川課長。

○西川防災管財課長 福住委員のご質問の防災、それから市営住宅、財産管理にかかわるご質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、市営住宅の使用料についてでございます。市営住宅の使用料につきましては、ここに計上しております市営住宅の使用料、8,112 万円が収入額として入っております。これにつきましては、調定額として、8,857 万1,400 円に対して、収入額が入っております、収入未済額につきましては745 万9,400 円となっております、これが滞納金額となっております。内訳としましては現年度、

26年度分につきましては86万1,900円。過年度分、過去からの滞納分につきましては、659万7,500円という状況になっておりまして、全体の収納率につきましては、91.6%という数字になってございます。

続きまして、社会資本整備総合交付金の内容についてお答えさせていただきます。社会資本整備総合交付金につきましては、三島団地の建て替えにあわせまして、関連する事業として交付されているものでございまして、三島団地の建て替えにつきましては、旧鳥飼野々団地、旧鯨生野団地の住宅の方がこちらに移り住んでいただいておりますが、三島団地の家賃につきましては入居者の家賃が激変するということで、6年間の激変緩和措置に対して補助金をいただくという制度でございまして、6年間、現在3年目でございまして、6年間の補助金をいただいております。

続きまして財産貸付収入についてでございます。土地貸付収入の場所につきましては現在大きなものとしまして、東一津屋のモノレール駅前の一時的駐車場、それから長年公社が保有しておりました、千里丘4丁目、JR沿いの一時的駐車場、それから南千里丘のモデルルーム跡地の駐車場のほか、細かいものとしてはインフラ事業者の電柱でありますとか、そういう占用料を貸付収入としていただいております。

また、土地売払収入につきましては今回計上しておりますのは、道路管理課、それから下水道事業課の管理します、水路敷き、里道敷きの売払収入でございまして、個人の申し出があったということでこの売払収入を計上させていただきます。

当初予算のほうは2億5,400万円と

いうことで大きな額を計上してございました。これは財政収支から当初は先ほどの、貸付収入もございました、東一津屋のモノレール駅前、大きなものとしてはこの用地を売却するという方向で進めてございましたが、中間期歳入歳出の状況をみまして、それを売り払うことを中止したものでございまして、大きな差額になってございます。

続きまして委託料の中の公有財産台帳システム保守委託料27万円の内容でございまして、平成24年に紙ベースでございました公有財産台帳をシステムデータ化してございます。このシステムを運用するに当たりましての保守業務委託27万円の支出でございまして、このシステムにつきましては市が持っております保有財産、建物や土地の財産情報をここに集積するという形でやっております、年々変更等ございますのでそちらにデータ集積をしているというものでございます。また、その公有財産、公共施設マネジメント支援システムの改修委託、これにつきましても、この公有財産台帳システムを導入した同じ時期にこの支援システムを導入しております。こちらのほうはですね、将来のファシリティマネジメントの更新でありますとか、効率的な維持管理を行う上で、それぞれの施設の情報をここに集めまして、効率的な維持管理、それから将来的な公共施設の再整備につながるようなデータを、ここに集積しております。ただ初期導入でございまして、使用が非常にしにくいということもございましたので、そのシステムに施設アンケートでありますとか、施設カルテ、それから、修繕履歴の入力シートとその辺の情報を加える改修委託を行ってござい

ます。

続きまして、防災のご質問についてお答えさせていただきます。

まず、女性専門委員会のご質問についてでございます。女性専門委員会のほうは昨年、女性の視点からということで、女性専門委員会を立ち上げさせていただきました、その背景につきましては、阪神淡路大震災、東日本大震災における女性のプライバシーの問題、それから多くの方が高齢者、障害者の世話をされているという視点が非常に重要だということで、この女性専門委員会を設置させていただきました。委員は11名の方で、平成26年の5月から3回会議をさせていただきます、11月にその議論の内容を18項目の提言としていただいております。この内容につきましては非常に詳細なものもございましたり、地域防災計画に反映できるものもございました。その評価としましては非常に熱心な会議をしていただいて、詳細な内容まで踏み込んでいただいたと思っております。平成27年度予算にはその意見の反映としまして資機材や防災備蓄の購入の参考にさせていただきます、ご意見をいただきました防災教育の推進もことしから実施しておりますが、この議論の結果だと思っております。

また、平成26年度に実施しました地域防災計画の修正でございますが、その修正内容の大きな柱としまして3つございまして、地域防災力の向上、それから防災教育の推進、それから庁内の防災対策強化というこの3つの柱にしてございます。女性専門委員会で議論されました内容の中には地域防災力をどう高めるか、いろんな方々の訓練参加をどう進めるかという議論もございましたし、また庁内の防災体制

の中には、やはり避難所におけるいろんな方々の相談に対応できるような組織という議論もございましたので、この組織の中にはそういう人権班というものも入れさせていただきます、地域防災計画の修正に当たらせていただいたということです。

委託料の中の庁舎総合管理委託の内容でございます。こちらにつきましては老朽化しております西別館の建て替えの内容を検討しているものでございまして、西別館とあわせて庁内の空調機のほうも更新する時期にきているという認識でございます。こちらの委託の内容につきましてはですね、建設費用、更新費用が非常に財政を圧迫するというので、何とか民間の活力を導入できないかということで、検討しております。

全国の自治体でやられてるPFIでありますとか、ESCO事業、これは建設や設計、建設維持管理を長期間契約をするということで、経費削減が図れるというものになってございますが、それにつきましては実際にそういう事業者が市内におられるかどうか、それから西別館の機能を庁舎内、それからどういう機能を市民の方が求められているかどうかという調査をこの100万円余りでさせていただきます、事業の実施に実効性があるかどうかを検討させてもらうという内容でございます。

○三好義治委員長 妹尾参事。

○妹尾情報政策課参事 福住委員のお問いのありましたことにつきまして、答弁させていただきます。

まず、平成26年度に実施されました基幹統計ですけれども、学校基本調査、経済センサス基礎調査及び商業統計調査、全国消費実態調査、工業統計調査、農林業センサス調査という形で実施させていただ

ております。この中で調査員による調査につきましては、経済センサス基礎調査及び商業統計調査、全国消費実態調査、工業統計調査、農林業センサス調査となっております。調査員はどのような方になっておられるかというお問い合わせにしましては、20歳以上の方、この調査を遂行できる方、警察関係、選挙及び、税の仕事にしまして、関係のない方を選ばせていただくということになっております。主に民間の中から選ばせていただくということになりますけれども、平成26年につきましては、今までも調査員の経験がある方等をお願いをさせていただいたところでございます。

○三好義治委員長 石原課長。
○石原財政課長 それでは私のほうから、府補助金の緊急雇用創出基金事業補助金に関するご質問にご答弁申し上げます。

こちらのほうの基金につきましては、いわゆるリーマンショックにより全国的に雇用の情勢が大きく落ち込んだときに当面の間、雇用の場を確保するという目的でできておまして、本市におきましては平成21年度から始めております。平成26年度の事業につきましては、3つございまして、まず1つが、介護予防活動促進事業というものでございます。この内容につきましては、今後、拡大していくであろう介護予防に重点をおきまして、それぞれの方に運動指導を行う、そういう人材を育てるということで雇用の創出として新規雇用を4人図っております。

それと、もう一つが障害者就労促進事業ということで、分別の収集でありますとか、資源化の業務において、障害者の方の一般就労の場を設けて障害者の就労を促進するというので、この事業で新規雇用7名をしております。

もう一つが、事業所の処遇改善プロセスという内容がありまして、市内の事業所です、今回は5か所ですけども、そちらのほうに専門のコンサルティングの方を派遣しまして、その事業所の処遇改善を図るということをしておりまして、その結果、5社に対して賃上げができた会社が4社でありますとか、正社員化ができた会社が5社でありますとか、そのような結果が出ておるところでございます。

事業につきましては、本市では平成21年から平成26年度となっております、緊急雇用創出事業の中で、被災地において被災者の安定的な雇用機会を創出するという事業もあるんですけども、こちらのほうにつきましては、平成27年度までの事業であるというふうに聞いております。

○三好義治委員長 大橋参事。
○大橋市長公室参事 それでは、創造的人材育成事業についてご答弁申し上げます。

創造的人材育成事業につきましては、役職、経験年数等に応じて求められる能力の育成を目的として研修を実施しているものでございます。内容的には、人事評価であったり部下育成、人権研修、新規採用の研修、政策研修等、非常に多岐にわたっておりまして、詳細については事務報告書の19ページ、20ページにも掲載をさせていただいてるんですけども、平成26年度につきましては、組織の現状を鑑み、課長代理、係長級を対象とした組織のマネジメント研修であったり、部下の育成研修ということを新規に導入して実施をいたしましたところでございます。

○三好義治委員長 岩見課長。
○岩見納税課長 それでは、納税課に係ります2点のご質問にお答えさせていただきます。

まず、滞納処分費でございます。決算書の54ページから55ページに記載がございます。滞納処分費とは、そもそも滞納処分にかかった費用を徴収することができるということが法律で定められております。今回の分につきましては、公売を行うために不動産鑑定にかかった金額を当事者、滞納されていた方から徴収をしたものでございます。この鑑定は、平成24年度に大阪府と合同公売を実施するために当時に行ったものでございましたが、平成24年度、平成25年度と2回、公売をさせていただいておりますけれども、いずれも落札者がなく、平成26年度において、再度公売をするための業務を進めておりましたが、当事者の方がその夏に来庁していただきまして、分割で納付をすると、残っていた税金を分割で納めるという約束がとれました。また、この不動産の鑑定費用につきましても説明させていただいたところ、ご本人納得の上、話がつきましたので、お支払いいただいたものでございます。

続いて、電話催告等の委託料でございます。決算書94ページ記載のものでございますけれども、この委託料につきましては、平成24年から平成26年度までの3か年について委託したものでございます。委託先はNTTマーケティングアクトでございました。今年度からは新たな業者がこの業務に携わっておるところでございます。業務の内容は、平日午前9時から午後5時までと、年間16日間程度、午後8時までの夜間の電話、それと、毎月第4土曜日、午前9時から午後12時までにおいて、通年はオペレーターの方、3名の方々に現年度分の市税分、それと国民健康保険料が対象となっております。またそのほか、

夏、冬には各1か月間オペレーター1名を増員をさせていただいて、上下水道、保育所の保育料、また学童保育料や介護保険料、奨学資金の貸付金の返済等の滞っている方々の分の催告を実施しておるところでございます。電話させていただいて、現年度分でたまっておりますと、お忘れではないですかということで電話をさせていただきまして、そこでうっかり忘れていたという方も多々ございますので、それで納付につながっているということで、年々現年度の徴収率も上がってきているという状況でございますので、効果はあらわれているものと考えております。

○三好義治委員長 次に、広報関係で荒井課長。

○荒井広報課長 それでは、広報とホームページにかかわります3点のご質問についてお答え申し上げます。

まず、委託料についてでございますが、広報についての委託料とホームページにかかる委託料がございます。

まず、広報関係につきましては広報板管理業務委託料がございます。これにつきましては、摂津市シルバー人材センターに委託をし、毎月1回、広報板の破損状況でありますとか、掲示物の整理整頓などの報告をお願いしております。

続きまして、広報等配送委託料でございますけれども、こちらのほうは、毎月15日号を自治会に配付いただいております。自治会への配送について摂津市運輸倉庫協議会に委託しております。

続きまして、広報紙全戸配布業務委託料でございますが、こちらのほうは、1日号を宅配業者から全世帯、全事業所に配付していただくものでございます。

ホームページに関する委託料でござい

ますが、ホームページ保守委託料がございます。こちらのほうは、市ホームページにつきまして、24時間365日サービスを停止することなく稼働することを目的に、安定稼働を図る運用管理、システム障害の迅速復旧、ホームページの改ざん等の修復を行うものでございまして、本市のホームページが滞ることのないよう、監視や保守を担ってもらっております。

2点目のご質問につきましては、ホームページのアクセス件数についてということでございます。この3年間でホームページのアクセスは着実に伸びておりまして、まず平成24年度が総アクセス数443万9,666で、平成25年度は、567万1,862、平成26年度が、831万8,181ということで、順に伸びているところは満足しております。平成26年度のアクセスの特徴といたしましては、やはり顕著に出ていることがございまして、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金などは年間を通してアクセスが多くなっております。また、昨年度はサッカーのワールドカップのパブリックビューイングがございましたので、こちらのほうでアクセス件数が上がったと思われます。その他の特徴的なこととしましては、衆議院議員選挙の投票速報でありますとか、JR東海新幹線鳥飼車両基地の井戸掘削問題のアクセス数などが多くなっております。また、新規事業がある場合、南千里丘に民間保育所がオープンするでありますとか、幼児二人同乗用自転車等購入費助成のお知らせなどについても非常に多くなっております。件数についての伸びは確かに満足はしているんですけども、やはりホームページの魅力は更新が頻繁に行われることではないかと思っております。これ

で満足することなく、もっと魅力的な情報発信をして、わかりやすく情報を伝えていきたいと考えております。

3点目、広報紙についてどのような検討をされているかというお問い合わせでございますけれども、今の課題としましては、まず15日号と1日号について配付数に違いがございまして、15日号は自治会経由で自治会加入者について配付しています。ですので、現在、6割の方にしか15日号は届いていないという現実がございます。また、各課からの情報が非常に多くなっておりまして、1日号8ページ、15日号4ページでは、かなり情報が飽和状態になっておりまして、それを何とか工夫しながら収めているというところがございます。それから、魅力発信につきまして力を入れていきたいと思うのですが、月2回の発行ということで編集作業に非常に追われまして、取材時間がとても取りにくくなっております。このように同じような課題を持つ近隣市でも次々と月1回発行に変更し、大幅リニューアルをされております。吹田市や高槻市、島本町などが最近リニューアルされておりましたので、本市につきましても、そのようなことを検討していく時期に来ていると考えております。

○三好義治委員長 川西課長。

○川西政策推進課長 旧味舌・三宅小学校跡地調査業務委託料の中身についてご答弁申し上げます。

主な内容といたしましては、土地及び建物の現状の把握、前提条件の整理、活用条件の検討、跡地活用のゾーニング検討、それから跡地の土地の地目の合筆と地目変更などでございます。具体的な中身ですけども、小学校跡地に係ります前提条件の整理といたしましては、底地の法規制であ

りましたり、道路条件、上下水道、ガスなどの埋設物の調査、また、建物に対しましては、建築基準法上の適用条件の把握、耐震性能の把握、特に旧味舌小学校に関しましては、木造校舎の現状分析と把握、また、跡地のゾーニング検討といたしましては、特に旧味舌小学校では隣接いたします正雀保育所の建て替えも含めましたゾーニングを軸に検討いたしました。

また、旧三宅小学校につきましては、接道条件を中心にゾーニングを検討いたしました。これらゾーニングの検討、それに伴いました土地利用計画図の作成、それと校舎を取り壊した場合、歩道整備した場合等のそれにかかります費用の概算見積もりも含めております。それと、敷地の土地なんですけれども、現状では地目がかなり細かく分かれておりましたり、まだ地目が学校用地のまま残っておる部分もございました。これらを一定整理、合筆して、地目更正して適切に登記するという作業を味舌小学校跡地については、39筆、三宅小学校については、23筆の土地の登記まできれいにするというところまで、この委託料で含めて執行いたしました。

○三好義治委員長 楨納課長。

○楨納情報政策課長 それでは、福住委員の委託料の中身についてのお問いにお答えいたします。

住民情報システム保守委託料につきましては、住民税、国保等の業務システムのサポート費用、端末機器等のハード保守費用及び納付書等の作成や封入封緘作業のアウトソーシング費用となっております。

システム改造委託料につきましては、業務系システムや内部情報系システムの制度改正や機能追加等に伴うシステムの改造に係る費用となっております。平成26

年度におきましては、介護保険システム改造業務委託料、また情報系ネットワーク拠点追加作業委託料として執行させていただいたものでございます。

システム構築委託料につきましては、システムの新規構築や再構築に対応するための経費を執行させていただきました。平成26年度の主な支出につきましては、戸籍システムの構築及び住基連携システムの再構築に対応したものとなっております。

最後に新システム移行対応委託料につきましては、業務系システムの再構築をさせていただきましたが、各業務で市民の利便性向上に寄与するようなシステム改修を行う費用及び番号制度に対応するシステム構築費用となっております。

○三好義治委員長 船寺課長。

○船寺人権女性政策課長 人権女性政策課に係る2点のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の女性政策費の報償費に関係いたします男性相談事業についてお答え申し上げます。

男性相談事業につきましては、平成26年度から実施させていただきました。毎月第4水曜日、午後1時から4時までの3時間行っております。平成26年度の実績につきましては1件でございました。内容につきましては性についての悩みということですが、具体的な内容については特定される恐れがありますので控えさせていただきます。と思います。

2点目につきましては、男女共同参画センター費の中の賃金、活動支援員と賃金に関連いたしまして、女性相談の内容についてお問いでございました。面接相談につきましては、カウンセラーの予約をとっても

らって実施するもので、過去の実績を見ますと、電話相談の件数は少なく、面接相談のほうが希望が多くて、なかなか予約がとれなかったという状況がございました。事業精査をする中で、面接相談を増設することになり、日数の変更等、内容の変更を行ったものでございます。その結果、面接相談につきましては、平成25年、97件から、平成26年度につきましては、132件と数多くの相談を受けることができたと考えております。

○三好義治委員長 山下局次長。

○山下選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局次長 それでは、選挙管理委員会に係りますご質問にご答弁申し上げます。

まず、委託契約関係でございますが、投票速報システム改修委託料、この内容でございますが、選挙当日、市内の投票所から1時間置きに投票数、これは男女別の投票者数、あと投票率を携帯電話のメールを使って報告することになっております。それらの送られてきましたデータをホームページにアップするためのサーバーを今回更新させていただいた改修費用でございます。

続きまして、投票用紙分類システム保守委託料の内容でございますが、昨年12月14日に執行されました衆議院議員総選挙、これは同時に最高裁判所の裁判官国民審査も実施されましたが、その国民審査にかかる用紙の分類、開票時間の省力化、業務負担の軽減を目的といたしまして、この国民審査の用紙分類に係りましては、分類機を導入いたしました。それに係る費用でございます。

続きまして、選挙システム改造委託料でございます。これにつきましては、昨年選

挙管理委員会におきまして、市内投票区25か所から22か所に再編させていただきまして、選挙システムを今年の4月12日に執行されました大阪府議会議員選挙に向けて25か所から22か所へ選挙台帳を変更するためのシステム改修を行っていたのですが、昨年12月14日に急遽衆議院議員総選挙が執行されることになりましたので、その22か所へシステム変更しましたものを再度投票区25か所に戻すためのシステム改造費用ということでございます

続きまして、臨時期日前投票所開設を行った目的と、その効果についてということでございますが、臨時期日前投票所、鳥飼西2丁目のゆうゆうホール鳥飼西で、ことし、大阪府議会議員選挙4月12日が選挙期日でございましたが、その前日、前々日の4月10日、11日と2日間開設させていただいたところでございます。目的としましては、先ほど申しました市内の投票区25か所から22か所に変更になったと、その該当する選挙区の有権者の皆様の狭い集会所から、ある程度広さの確保できる小中学校へ投票所を変更させていただいたところでございますが、現実問題としまして、確かに今まで通いなれた集会所からちょっと距離が遠くなるという、そういう不便の声もお聞きいたしました。そういう利便性を補完するという目的で2日間ではありますが、鳥飼の区域内におきまして、臨時期日前投票所を開設させていただきました。

その効果につきましては、正直まだ1回しか行っておりませんが、数字的に申しますと、4月10日、11日の2日間で合計198名の有権者の皆様に投票いただきました。ことし11月22日に執行されま

す大阪府知事選挙におきましても、投票日の前日、前々日の2日間開設する予定にしておりますので、またその結果も踏まえまして、今後の方向性を議論していきたいと思っております。

○三好義治委員長 上田参事。

○上田政策推進課参事 それでは、福住委員からのご質問について答弁をさせていただきます。

まず、申請につきましては、臨時福祉給付金につきましては、支給対象見込み者数、約2万人に対しまして、申請者数1万4,746人と、申請率で言いますと、72.4%、これにつきましては、大阪府からの公表の数字をもとに出させていただきました。というのも、申請者数から不支給の人数を差し引いた数から対象見込み者数を割らせていただいた数となっております。

続きまして、子育て世帯臨時特例給付金につきましては、支給対象見込み者数1万2,000人に対しまして、9,500の方が申請いただきました。こちらは公務員の方も含まれております。この申請率につきましては、79.2%となっております。

臨時福祉給付金のほうで他市との状況の比較という形でお答えさせていただくんですけども、北摂の平均としましては、72.1%でした。それとあと、今回臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金につきましては、平成25年度から国のほうで予算計上されておりましたので、平成26年2月に補正予算の議案を即決いただきまして、早期に運用準備を図らせていただきました。平成26年5月にコールセンター、大阪府下でも一、二番だと思わすけれども、コールセンターを立ち上げる

ことができました。子育て支援課と市民税課から6月下旬までに支給対象見込み者と思われる方に対して、申請書を送付いただきました。大阪府が統一見解として開始時期を示された7月1日からのスタートは滞りなくスタートできました。

それに伴いまして、周知の方法なんですけども、各課、国民健康保険であったり、介護保険であったり、後期高齢者医療保険であったり、そちらの保険料の決定通知等にチラシを同封させていただいたり、あとホームページの掲載ですね。3月にはホームページを立ち上げさせていただきました。あと広報紙の掲載、学校、市内公共施設へのポスターの掲示、自治会の回覧、あと障害者総合支援センター等、地域包括支援センター等の職員の方にも制度の周知を図らせていただきまして、生活弱者といわれる方の相談を受けられたときに適切に回答をいただけるような形で対応を図らせていただいております。

今回、実施させていただきまして、課題というところなんですけども、やはり制度的に税の部分が大きくかかわってきます。ただ、税の部分につきましては、税の守秘義務というのがあります。こういった例えば給付金であったりした場合は繰り返し勧奨をすることで、皆さん大体申請率が上がるんですけども、これが最終的にはできなかつたというところが、今回1番課題だったのかなと思います。平成26年度を踏まえ、また平成27年度その分で申請率が少しでも上がればというところで、いろいろ検討をさせていただいてる次第でございます。

○三好義治委員長 荒井課長。

○荒井広報課長 先ほどの答弁の中で一つ委託料が抜けておりました。申しわけご

ありません。追加で答弁させていただきます。

ホームページ管理スタッフ派遣料がございます。こちらにつきましては、職員が行うホームページシステムの入力操作の支援を行い、新たなホームページの課題に対応する仕事をしていただく、専門知識を持った人材を配置しているものでございます。具体的な内容といたしましては、パブリックコメントの入力フォームでありますとか、各課への問い合わせメールフォームの作成、それからバナー広告の掲載チェック、あと日々の各ページのチェックでリンク切れなどを確認していただいております。平成26年度の実績としましては、前期・後期とで日数が変わりますが、4月から9月までが週2日、10月から3月までが週3日の勤務でございました。

○三好義治委員長 納家課長。

○納家警防第1課長 それでは、消防に係ります備品購入費の機械器具費、消防器具費の内訳についてお答えいたします。

機械器具費の2,827万4,400円の内訳は、消防本部車両資機材整備事業における救急自動車と救急自動車に積載する資機材の購入費でございます。積載する資機材とは、救急隊が車内で傷病者の観察、また応急処置を実施するために使用するものでございます。

次に、消防器具費の684万7,146円の内訳は、応急手当普及啓発活動事業における救急訓練指導に使用する心肺蘇生法、訓練用人形及びAEDトレーナーの購入費、また消防活動事業につきましては、空気ボンベ6本、AED3機の購入費、また救助活動事業につきましては、災害現場で使用する除染シャワー一式、また化学防護服6着及び放射線防護服6着、また災害

現場で使用するレスキューショットの購入でございます。

○三好義治委員長 松田課長。

○松田予防課長 それでは、消防予防課に係ります2点の質問にお答えいたします。

まず、予防活動推進事業についてでございますけれども、この事業におきましては、予防体制の充実及び強化、それに指導、啓発活動等、火災の発生を未然に防ぐことを目的といたしております。

内容につきましては、防火対象物に係ります消防用設備等の設置、設置後の検査、施設の維持管理などの保安指導を目的とした立入検査、開発行為等に係る消防同意、建築確認申請に伴う消防長同意、消防用設備等点検結果報告書の受理、防火管理者の選任・解任の届出受理、市民の皆様からの相談や問い合わせの対応、また住宅用火災警報器の設置維持管理につきましてはの啓発活動等で、これらの事務にかかる経費でございます。

次に、査察についてでございますけれども、まず、年度初めに1年間の査察計画を立てます。どこを重点的に回るかをそこで決定いたします。平成26年度におきましては、特定防火対象物に対しまして重点的に査察を実施いたしました。特定防火対象物といたしますのは、不特定多数のものが利用する防火対象物や、病院や幼稚園など、火災が発生した場合に人命に及ぶ危険が非常に高いとされている建物でございます。平成26年度につきましては、100件の査察を行っております。

このほかに防火対象物の新築、増改築、変更に伴います消防用設備等の設置に係る検査につきましても、126件実施しております。また、社会的に影響の大きい火災が発生した場合や、死者及び負傷者など

多数発生した特異事案につきましても緊急立入を実施しておるところでございます。

○三好義治委員長 木下課長。

○木下警備課長 それでは、消防本部警備課所管でございます、救急安心センターおおさかについてお答えいたします。

決算書171ページ、そして事務報告書420ページに記載しております救急安心センターおおさかのデータでございますけれども、平成26年度の救急安心センターおおさかへの総着信件数は、大阪府全体で25万2,782件でありまして、そのうち2,048件が摂津市からの相談、問い合わせなどでございまして、この数値は前年度と比較いたしますと、353件の増加で、割合から見ますと、約21%の増加となっていることから、ここ数年の推移を見ましても、同じく右肩上がりでございます。普及率は増加の傾向にあると考えております。

また、救急安心センターおおさかが119番着信件数に関連していますかというご質問でございますけれども、119番通報受付件数のうち病院問い合わせ件数に着目いたしますと、今年度の件数は515件でございます。これを比較いたしますと、143件、約22%が減少しておると言う結果になってございます。この数値から見ますと、救急安心センターおおさかが119番着信件数の減少に大きく貢献しているのではないかと考えているものでございます。消防本部といたしましては、今後も啓発活動に取り組みまして、救急安心センターおおさかの普及率の向上に努めていきたいと考えております。

○三好義治委員長 萩原課長。

○萩原警防第2課長 ご質問の普通救命講習会の受講人数の推移及び受講者数の状況の内訳についてお答えいたします。

過去3年の経緯で見ますと、平成24年度受講者は、755名、平成25年度は615名、平成26年度1,023名ございました。平成7年度から事業を開始しておりますが、述べの受講者数は、1万1,027名となっております。平成26年度の受講者の内訳といたしましては、市内の企業、学校、教育関係者、市の職員、市の関係団体及び市民等でございます。

○三好義治委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 地域防災計画の修正について、定期的な変更をするかという点について答弁が抜けてございました。今回の地域防災計画は先ほどの3本の柱に加えまして、東日本大震災や南海トラフ大地震、東日本大震災での国の2回の災害対策基本法の改正、それから、南海トラフ巨大地震の被害想定、それから大阪府の地域防災計画が修正されたことを受けて大きな修正を行ったものでございます。定期的な変更につきましては考えておりませんが、今後また法の改正等が行われましたら、修正したいというふうに思っております。

○三好義治委員長 福住委員。

○福住礼子委員 それでは、2回目をさせていただきたいと思っております。

市営住宅の家賃につきましては、市営住宅の入居を希望する方は大変多いと思っております。そのためにも、公平を保っていただきたい。しっかりと、この家賃の徴収には取り組んでいただきたいなと思っております。

また、住んでおられる方を見ますと、世帯主年齢別では70歳以上の方が入居戸数の半分近いといった現状も私は驚いたんですけれども、そういった収入面で困難

な方もいるのかもしれませんが、また特に市営三島団地におきましては、家賃が6年間で上がっていくといったことも聞いております。年金生活の方にとっては少々苦しくなってきたといったお声もちらほらと聞いております。その中でも悪質だと思われるような入居者がもしおられるのであれば、きちんとした対応を心掛けていただいて、しっかりと公平な家賃徴収に取り組んでいただきたいなと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

それから、基幹統計につきましては、内容はわかりました。ことしは国勢調査というのが行われております。それが今回はそれに当たるのかなと思うんですけれども、今回の国勢調査、インターネットの回答というようなことも可能となっております。また逆に調査員の確保、大変人数的にも多いので、確保は困難だったと思います。少しだけ今回のこの国勢調査について進捗状況を教えていただきたいと思います。

あと緊急雇用につきましては、さまざまな事業所へ正社員として働くことができた方がいるという実績があったように聞きました。長期的な不況での解雇に対してのそういった雇用事業だと思います。これからそういった人たちの救済ですね。この事業というのが平成26年、また被災者については今年度の平成27年に終わることですのでございますけれども、これからもこういった雇用については、どうか前向きに支援できる方法がありましたら、取り組んでいただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、土地建物貸付収入でございますけれども、お聞きしますと、大体が駐車場でお使いだということですが、もともと

そういう目的のために持っておられた土地だったのかということをお聞きしたいと思えます。

それから、不動産売払収入につきましてはわかりました。ありがとうございます。

滞納処分についても理解いたしましたので、ありがとうございます。

それから、歳出のほうでございますが、創造的人材育成ということで多岐にわたった研修、係長のマネジメントを中心にとり行ってるということでございましたが、摂津市の人材育成基本方針には、やる気・元気・本気で明日の摂津市を創造する人づくりといったテーマが書かれておりました。目指す職員像のための人材育成実施計画といったものもその後つくられておりました。平成26年11月には、摂津市業務執行の適正化推進に関するアクションプランといったものも出ていたと思えます。これにつきましては、平成28年度までの3か年の計画を組まれていたんですけども、このアクションプランにおいて、平成26年度の計画はどのぐらいまで達成できているのかというところをお聞きしたいと思えます。

それから、ホームページ等、広報については大体わかりました。中身についてもまだまだ検討していきたいといったこともありましたし、広報についても、中身を精査していきたいといったことがありました。ホームページのトップページ、レイアウトや知りたい情報が検索しやすいというようなことがあったほうが、もっといいかなというふうに思えます。摂津の魅力が伝えられ、企業からの公告がふえていきますと、広告料というようなものもふえてくると思えますし、この効果というのも相乗的に期待できるのではないかと考えてお

ります。もっと親しみのある市政情報が効果的に発信できるようなホームページ、また広報紙にさせていただきたいと思います。

また、これから18歳の若い子たちも選挙なんかがありますと、どんどん見る方もふえるかなと思いますので、そういう10代、20代、そして30代の人たちに子育てであったり、生活において、この摂津市でどんなことがされているのかということが、どんどんと発信できるような、また楽しい、まず表紙が楽しければ、また中身も見ていけるかと思しますので、どうかそういう取り組みをお願いしたいと思います。要望といたします。

次に、公有財産の管理といったことがありました。これにつきましては、公有財産管理台帳システムから市有物件の有効活用というのはどんなことが考えられるのか、もう一回お聞かせください。

それと、西別館の調査でございますが、これについては、さまざま、過去に議員からも提案があったと思しますので、これについてはわかりました。

それから、総務省のほうからの公会計システムの導入といったことが進められてると思います。固定資産台帳の整備を前提とすることで、公共施設のマネジメントに活用が可能ということでありましたので、公会計システムの導入についてのお考えをあわせてお聞かせいただきたいと思います。

旧味舌・三宅小学校跡地調査委託については内容はわかりました。詳しく説明いただいております。ここにつきましては、地域の皆様の声にしっかりと耳を傾けていただきたいと思いますことと、先ほどの公有財産の管理といった点からも、統合なのか売却なのかといった地域全体から見て

どういった活用がいいかといったことをこれからもしっかりと検討していただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

それから電子計算機の情報システムの補修、改造、構築、新システムの移行、これについてもわかりました。システムに関する費用というのは常に高額な場合が多いなというふうに感じます。より性能の高い、また安心のできるセキュリティのあるものが求められると思しますので、どうか管理のほう、よろしく願いしたいと思います。

それから、女性政策につきまして、男性の相談が1件あったということで、その方が1件でも救われたのであれば大変よかったなというふうに思います。男女共同参画の点から見ても、男性の相談窓口というのは、やはりこれからは必要です。ただ、男性というのは、なかなか相談というのできるのかなというのも危惧するところもありますので、どうか相談しやすい場所といいますか、またPRをしていって、これからもそういった相談がスムーズに行われるように、よろしく願いいたします。

男女共同参画センター費についてでございますが、やはり電話よりもカウンセリングの希望者が多かったということで、ふやしてよかったんだなということは感じました。そこで相談内容を見ますと、親子・家庭関係に関する件数というのが多かったように思います。気になるのは、ひとり親家庭の相談といったものがあったのか、その辺の現状をお聞かせいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

電話催告委託料につきましては、徴収アップができたということで、それは大変よ

かったんだと思います。督促状や文書での通知、コールセンターからの催促、収納率が上がっているということで、わかりました。その中で、担当窓口相談に来られたこともあると思います。そういったときの対応についての心掛けておられることがありましたら教えていただきたいと思います。

それから、投票所のシステムの改修、それから、分類システムの保守、選挙システムの改造、これはせっかく投票所を再編したらまた戻さなければいけなかったという、大変もったいない話なんですけれども、中身についてはわかりました。ありがとうございます。

次に、府議会議員選挙において期日前投票所の増設で、二日間で100名を超す方が来られたということでございます。投票率については、選挙の性質といったものがかわってまいります。どうしても関心が高いものは当然行かれることも多く、簡単に率を上げるということは難しいと思います。パブリックコメントを見ましても、投票所を再編されたことで高齢者の立場から見れば、遠くなったら困るなど敬遠されるようなご意見と、仕事をしている、通学している方にとっては期日前投票ができる、仕事帰りにできるといったことでのメリット、それぞれあるかと思えます。また18歳からの選挙といったことも考えますと、学校では大学でそういう期日前をするようなところも出てくると思います。これからもさらにさまざまな検討をしていくことがあると思います。また、パブリックコメントの中には議員についてのコメントもありました。これについては、私たちが努力しなければいけないかなど、本当に反省をいたします。市としてもこれからできるだけ工夫と啓発に努めてい

ただくことを要望いたします。

それから、社会福祉費の臨時福祉給付金、また子育て世帯への給付事業についてはよくわかりました大体平均よりもよかったです。そこにはほっとするところなんですけれども、1年だったはずが、ことしもされることになりました。現状、どのぐらいスムーズにいつているのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、消防費のことにつきましてわかりました。救急車を1台買われて、その中に積載するもののお金を含むと大変高額なものになってまいります。これは更新時期がきたということでございましたが、次また更新する予定はいつごろくるのか教えていただきたいのと、あと除染するための器具を購入なさったということですが、これは、いつどんなときに今後使用されていくのかお聞かせいただきたいと思えます。

それから、予防活動推進事業についてのことはよくわかりました。先日も雑居ビルでの火災で亡くなられたといった事件が発生しておりました。点検につきましては本当に厳しい姿勢で臨んでください。また、本来ならば抜き打ちで実施することが一番望ましいと思えますが、なかなかそういったことは企業なんかに入りますとそういうわけにもいかないこともあります。担当者がいないからできないというようなこともあるかと思えます。特に非常階段とかの点検は本当にしっかりとチェックして、しっかりとプロの目で、感覚でもって見落としのないようにやっていただきたい。そして市民の防火意識が高まっていくことを望んでおりますので、どうかこれからもよろしく願い申し上げます。

それから、救急安心センターおおさか、

これで病院への問い合わせが減ったと、これだけでも少し時間のロスというのが減ったんだなというふうに感じます。これからもそういった普及活動をよろしく願いたいと思います。

それから、応急手当啓発の受講者、内容についてはわかりました。推移も少しずつ上がってきているようです。これはAEDに関する関心が高くなっているのかなと思うんですけれども、1月の3日間に市の職員の方が普通救命講習を受講されておりました。これまでの職員の受講数を教えていただきたいのと、これからの受講に関してどんな計画をなさっているのか、教えていただきたいと思います。

防災会議女性専門委員会の内容もわかりました。女性の目から見たさまざまな意見があったかと思います。それが地域防災計画や、また避難所のこれからの対応について盛り込まれていく、または活用されていくことに期待をしたいと思います。そんな中で、HUG避難所運営訓練というのが職員の方にも実施をされておりました。もし避難所を運営する事態が起きたとき、防災管財課は大変大きな役割というか、重責を担わなければいけないのかなと想像するんですが、防災担当というところに女性の方がいらっしゃるのでしょうか。もしいらっしゃらなければ配属予定はないのでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

○三好義治委員長 暫時休憩いたします。

(午前 11時53分 休憩)

(午後 0時58分 再開)

○三好義治委員長 休憩前に引き続き、再開します。

答弁を求めます。

妹尾参事。

○妹尾情報政策課参事 福住委員の2回目のご質問にお答えいたします。

国勢調査の進捗状況ということのお問いでございましたけれども、インターネット回答及び郵送による回答、調査員へのご提出による回答という状況で、3つの種類で皆様にご回答いただいております。ほとんどの世帯でご回答いただいている状況ではございますけれども、まだ少し回答がおくれている世帯に対しまして、この18日から20日の間で調査員がご回答がまだの世帯を訪問させていただきまして、ご回答をお願いするような状況となっております。そこが過ぎましたら調査員が23日で任命期間が終了いたしますので、その期間をもちまして一定調査員の訪問によるご回答をいただくという期間は終わりました。あとは郵送等のご回答、もしくは本部に直接ご回答をお持ちいただくというような形でおくれている世帯のご回答をいただきながら、本部のほうで審査を行っていくというような状況になっております。

済みません、1回目のお問いのお答えで若干修正がございました。ここで修正させていただきたいと思います。調査員の方がどのような方かということで、民間の中からというふうにお答えをさせていただいたんですけれども、市の非常勤職員にも調査員をお願いしていた経緯がございましたので、修正させていただきます。

○三好義治委員長 福住委員、国勢調査は答弁をしてもらいましたけれども、平成27年度に係るのが非常に多いので、3回目のときはその辺を配慮してくださいね。

次に、西川課長。

○西川防災管財課長 福住委員の2回目のご質問にお答えさせていただきます。

最初に、土地の貸し付けの状況の中で、一時駐車場としてお貸ししている土地の当初の目的、経過についてご説明させていただきます。

1回目の答弁でご説明させていただきましたように、東一津屋それから千里丘4丁目、それから南千里丘のモデルルームのところがございます。モデルルームのほうは当初から駐車場という形で運営しておりました。東一津屋につきましては、駅前区画整理の保留地として市が区画整理の事業の清算として買い取ったものでございまして、それを普通財産としてお預かりしております。この有効活用を図るために一時駐車場としてお貸ししているという経過がございます。また、千里丘4丁目につきましては、もともと公社が抱えておりました不良債権になっておりました。当初の目的は事業の代替地であるとか、それから道路拡幅工事の事業に関連してということで購入目的をつけられて公社が管理しておりましたが、公社の休止とともにそれを市のほうで買い戻ししまして、現在も普通財産として駐車場という運営をさせていただいております。

また、2点目の市有財産の有効活用についての考えについてお答えさせていただきますと、市有物件につきましては行政財産、それから普通財産という2つがございます。行政財産につきましては行政目的が当然あるものでございまして、普通財産につきましては行政目的のない、我々の課が管理しております普通財産ということでございます。こちらにつきましては行政目的ではないということで、有効活用を図るという観点からも何らかの歳入につなげるという形で貸し出しを行ったり、財政状況を見ながら売却を一部で行ったりとい

うようなことをやっております。

続きまして、普通救命講習会の職員の受講数でございます。職員の普通救命講習会につきましては、阪神淡路大震災が発生しました1月17日の数日間、防災ボランティア週間ということで定められておまして、そのうち3日間を研修として職員対象で実施してございます。大体毎年70名から80名の方に受講していただいております。防災時の対応だけではなくて普通救命講習会を受けることで事故や救命に対しても対応できる職員づくりということで毎年実施しているものでございます。

それから、防災管財課の職員の体制につきまして女性がいるかどうかという話ですが、現在の課の体制としましてはございません。女性専門委員会も立ち上げたこともございまして、いろいろな意見をいただいた中で、今後担当課のほうと検討してまいりたいというふうに思っております。

○三好義治委員長 岩見課長。

○岩見納税課長 それでは、福住委員の2回目のご質問に答えさせていただきます。

納付相談等で窓口で心掛けていることはというお問い合わせでございます。窓口や電話相談でいつも職員が心掛けておりますのは、常に親切、丁寧ということを念頭に置きながら相談に乗らせていただいておりますけれども、税の徴収に当たりましては、負担の公平性の確保という原則を崩さないよう進めていかなければならない大変難しい業務であると私は感じております。個々の状況に応じての対応が必要でありまして、そのためにはいろいろと相談者の方々から踏み込んだ内容のお話も聞かさせていただかなければなりません。そのことが相談者の方にとりましては、中には

大変心苦しいといえますか、つらい話をしなくてはならないというふう感じておられる方も多いかと思えます。しかし、そのお話を聞かせていただかなければ、どのように対応していかなければならないのかという判断が我々もできません。したがって、我々職員が常に相手の立場に立って丁寧な相談に応じるよう心掛けており、法令を遵守しつつ公平公正な徴収業務にあたっていかなければならないと考えて、窓口の対応をしているところでございます。

○三好義治委員長 大橋参事。

○大橋市長公室参事 福住委員の創造的人材育成事業に係ります2回目のご質問で、業務執行の適正化の進捗状況ということでお問いがございましたので、研修の観点等を特に踏まえてご答弁をさせていただきます。

業務執行の適正化におきましては、事務処理ミスの実態把握と職員意識調査の結果を踏まえて策定をしております。特に研修の部分でいいますと、事務処理ミスとの関連で庶務研修、この部分に力を入れておりました。財務、文書、会計、これらの研修については既に担当の職員が講師となる形で係長以下の若手職員に対して継続して実施をしております。あわせて、文書事務の手引きであったり、会計処理のハンドブックであったり、情報公開の事務の手引きであったりというマニュアルについても既に改定をしております。今後もそういったマニュアルについては改定をしていきたいというふうに考えております。

それと、もう1点、防災に係ります職員の配置のご質問がございましたので、それについては私のほうからご答弁をさせていただきます。人事異動、職員配置につき

ましては、性別ということを特別視することなくあくまでも職員の個々の能力、適性ということ踏まえて人員配置をさせていただいております。ただ、防災管財課に女性職員を配置しないということではございませんので、今後はそういった配置があるかもわかりませんし、また必要であればそういうことは検討する余地はあるというふうに考えております。

○三好義治委員長 避難所運営において、やっぱり女性の方も避難してくるから、それに対する考えはどうですかという質問だったからね。それで、配置については西川課長が今後検討していきますという答弁あったんだから、これもまた調整してください。

続いて、石原課長。

○石原財政課長 それでは、私のほうからは新地方公会計制度導入の進捗状況についてのご質問にご答弁申し上げます。

こちらのほうにつきましては、国のほうから統一的な基準による地方公会計の整備促進ということで、平成27年1月にそれぞれの地方公共団体のほうに要請がございました。その後、平成28年度の決算、こちらのほうを29年度中にその統一的な基準による財務諸表書類の作成をなさいたいということになっております。この公会計制度の導入に当たりまして課題が2つありまして、まず先ほど委員からご指摘がありましたように固定資産台帳の整備、それと財務書類の作成及び利活用ということで、この財務諸表の書類の作成につきましては、本来27年度の早々に国のほうから無償のソフトが配付されるということでしたが、かなりおくれておりました。最終的には今年度末になるのではないかなというふうに今情報を得ております。そ

ちらに合わせて作成のほうをしていきたいと思っております。

あと、固定資産台帳の整備につきまして、今、防災管財課のほうで作成しております公有財産台帳をうまく活用しながら順次それぞれの公園でありますとか、道路でありますとか、つくっている台帳のほうを公有財産システムのほうでまとめていただいて、それをうまく今後活用していきたいなというふうに考えているところです。かなり国のほうもおくれている状況なのかなというふうに感じておりますので、いろいろと大阪府なり、これに関しては監査法人もいろいろな研修等をやっておりますので、そういうところに参加しながらいろいろと情報収集をして進めていきたいと思っております。

○三好義治委員長 船寺課長。

○船寺人権女性政策課長 女性面接相談の中で母子家庭はどれぐらいあるかというお問い合わせでございますが、母子家庭についてはそれほど多くございません。といいますのは女性面接相談は予約をとっての相談になりますので、予約をとられるときに相談内容をお聞きして、母子の生活等の内容であればそれにふさわしい相談先をご紹介させていただくようにしております。また、親子・家庭関係の相談件数が多いのはなぜかということでございますが、これにつきましては、やはり昔からある嫁姑の問題も多くございますし、最近では高齢者の介護の問題でありますとか、また子どもから親に対する暴力でありますとか、経済的な搾取でありますとか、そういうような相談も含んでおります。これらの内容の相談件数が過去から多くなっています。

○三好義治委員長 上田参事。

○上田政策推進課参事 2回目のご質問

について、ご答弁させていただきます。

平成27年度の現状ということですが、臨時福祉給付金につきましては、8月3日から受付をスタートさせていただいております、今9月末で1万797人の方が申請をされております。

また、子育て世帯臨時特例給付金につきましては、6月1日から受付を開始させていただいております、こちらは児童手当特例給付の受給者の方の人数になるのですが、9月末現在で公務員の方も含めて6,928人の方がご申請をされておられます。また、臨時福祉給付金につきましては、8月末までの方を対象に9月15日に支給決定をさせていただいて、10月2日に7,879人の方に対して支給のほうをさせていただいております。

○三好義治委員長 納家課長。

○納家警防第1課長 それでは、私のほうから2点お答えいたします。

まず、1点目、救急自動車の更新時期についてお答えいたします。

救急自動車の消防車両の更新年数は8年または10万キロと内規で定めております。平成26年度に更新しました救急自動車は内規に定めた平成34年に更新する予定でございます。

2点目、除染シャワーはいつどんなときに使用するかという問いにお答えいたします。

除染シャワーは特殊災害と呼ばれる放射線漏えい事故、化学物質等の漏えい事故、生物化学等を使用したテロによる災害時においての有害な薬剤におかされました要救助者や、防護服を着用して活動した隊員の緊急的な除染または洗浄を行うものでございます。

○三好義治委員長 福住委員。

○福住礼子委員 国勢調査についてはわかりました。ありがとうございます。あと残りもししっかりとよろしく願いいたします。

次に、防災管財課の駐車場に使っている土地の件、理解できました。これからも有効利用に努めていただきたいと思います。

それから、摂津市の人材育成についてのご答弁もわかりました。ありがとうございます。これからベテランの職員が少しずつ減っていくかと思えます。少数精鋭の職員体制の中で複雑に多様化する行政需要に的確に答えていくため、技術やノウハウの継承、全職員のスキルアップの徹底をお願いしたいと思います。また、公僕意識を高める、そういった職責の意識改革にも努めていただきたいと思います。そして、有能な人材を組織の要職に思い切って登用するための昇任制度や、失敗を恐れず勇気を持って行動する職員が報われる人事制度の導入といったことも、これからは検討していただけたらなと思っております。今、提案制度といったようなことも計画では見たんですけれども、職員提案募集というようなことを取り入れられて、こういった積極的なこともいいかなと思えます。研修結果や職員の成長が見える職場、内外の研修を実施して、やる気・元気・本気にプラスして勇気と自信を持って仕事に取り組んでいただけるよう、育成のほうをよろしく願い申し上げます。

それから、公有財産台帳システムはわかりました。ありがとうございます。このシステムがしっかりと活用されることを望んでおります。そして、公会計についても、今着実に進められていると思っておりますので、それについても今後ともよろしく願い申し上げます。

あと、男女共同参画センターの相談内容については理解いたしました。介護の相談といったことがふえているようでございますが、これからも丁寧に相談に乗っていただきたいなと思えます。

それから、督促での心掛けについて収納率アップに向けたご努力をなさっていることがよくわかりました。親切、丁寧をモットーに負担の公平性というふうなこともありました。個人個人の心境といったことを考えると、なかなかかみ合わない点もあるところでの努力を窓口の方はなさっていると思えますけれども、税金というのは公平であってほしいと思えますので、徴収においては、これからもどうか丁寧な対応をよろしく願い申し上げます。

それから、臨時福祉給付金についての取り組み、進捗状況のお答えありがとうございます。先日、近隣の方と比べて同じような条件のはずなのに、私は何でもらわれへんのかなというようなことで悶々とされている方がおられました。どうかこれからもお問い合わせ等ありましたら丁寧に対応していただいて、給付漏れのないように努めていただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

消防の件でございますが、救急車の更新予定が8年で10万キロということで、今回買われた1台については平成34年となります。ほかの救急車についても、またいつか更新時期がくるかと思えますが、できるだけ丁寧に使っていただいて長く使ってもらうのが一番いいのでしょうかけれども、中に重たい機材がいっぱい乗っていますが、救急車は高いですので、しっかりと丁寧に使っていただくことをお願いしたいと思います。以前にこういったものをネットで販売しているというようなこと

を言ったことがあるかなと思うんですけども、奈良の大和郡山市でしたかね、そういう公用車を更新するときにネットで販売をする。今度買うときは、買うのではなくてリースをするというような取り組みがありました。その中に救急車も入っていましたので、そういった考え方というんですか、ぜひ検討していただけたらと思います。

それから、除染シャワーの件はわかりました。できるだけこういったものが使われないことを望んでおりますけれども、でも訓練等はしっかりと行っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、普通救命救急講習の人数もわかりました。ありがとうございます。AEDにつきましては、設置がどんどんとふえてきております。今後はコンビニ等にも設置していけないかなということを考えているんですけども、ぜひそういったこともこれからは検討していただいて、AEDが普及し、またそれが使える人たちが講習等でしっかりと勉強をして、市民や教職員、また公共施設の関係者がいつでもいざとなったら使える、そして救命救急に手助けできるようなこれからの取り組みをお願いしたいと思います。

最後になりますが、避難所運営についての中で防災の担当、これから検討していただけるということがありました。また、専門知識をやっぱり持つておくことも大事です。今すぐ異動するとか配置するとかいうことは困難でも、専門知識を持つ女性の育成といったことにはこれからも取り組んでいただきたいと思います。

それと、自主防災組織においても、この避難所運営ゲームHUGの研修なんかも

取り入れられたらどうかなと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○三好義治委員長 福住委員の質問が終わりました。

野口委員。

○野口博委員 3年ぶりの質問でございますけれども、よろしくお願い申し上げます。

この間いろいろ財政問題とか第5次行革問題を含めて行政の立ち位置の問題なども議論をしてきましたけれども、まず最初に、昨年度がどういう年であったのかということについて触れながら質問に入っていきたいと思いますが、消費税がこの段階では8%に増税されて、社会保障・税一体改革の名のもとに合計で10兆円の負担が国民に負わされたという年でもありました。摂津市ではどうかといいますと、市長が市政を担当されて10年目を迎えた年であります。そういう中で就任早々、平成16年の選挙で平成17年度が本格的な1回目の年度でありましたけれども、ずっと流れを見ていますと、この間過去6年間は公共料金の値上げもありませんでしたけれども、そういう方針が変更されて7年ぶりに市民負担を負わせた年でもありました。議論されてますように、地域防災計画の修正見直しも年度末でありますけれどもされました。

もう一つ大きな問題は、指定管理者制度の導入であります。一昨年12月議会で提案されて議論いたしましたけれども、翌年の平成26年度からこれが導入されて、指定管理者制度で管理している施設は42あるかと思っておりますけれども、図書館2つを除いて40について、非公募、公募も含めて指定管理者制度の見直しが行われた年でもありました。これがどうであった

のかということを抑えていこうと思います。

もう一つは、第5次行革のまとめが行われて、平成26年度から30年度に向けてこれが始まっていったということであり、そうしたことも念頭に置きながら、いろいろ質問に入っていきたいなと思います。

最初に、市債の問題であります。決算概要の18ページから23ページに市債についての記述があります。きょうは決算でありますけれども、流れとしてこの決算を受けてのここの財政状況もかみ合ってきますので、少し今年度に入り込みますけれども、その点は委員長によりしくお願いしておきたいと思います。まず市債は平成26年度決算では一般会計236億円あります。公共下水道事業会計で363億円、水道事業会計が29億円あります。一般会計と公共下水道をプラスしますと599億円の残高であります。これは10年間でどうかといいますと、平成16年度の決算が882億円でありまして、283億円、約32%削減されたという到達であります。きょうはそういうことを前提として、決算概要に各利率ごとに債権者ごとに資料がありますので、この辺のことについてお尋ねをしたいと思います。

その前にその他の金融機関というのがこの概要の中にあります。財務省、ゆうちょ銀行・かんぽ生命保険、大阪府、地方公共団体金融機構、市中銀行、その他金融機関、共済等ということで書いてありますけれども、この中でその他の金融機関がどういふところなのかというのを、まずお示しいただければと思います。

そして、平成25年に比べて、その他の金融機関が10億円の残高から7億円ふ

やされて約28億円にふやされてますので、ほかは減ってるんですよ。そういう関係で、そのところも含めてお話をいただきたいと思います。

もう一つは、関連になりますけれども、まず今年度当初に決算も受けて、吹操跡地の売却も含めて、そういう財源を活用して40億円のお金を市債発行で、または活用していこうという流れでありますけれども、その辺の問題についても少しご紹介をしていただきたいと思います。あわせていわゆる繰上償還の問題について、財務省についてはなかなか許可がもらえないわけではありますが、この間の繰上償還の歴史についても少し答えられれば答えたいと思います。

それと、3つ目が、平成26年度の市債残高が235億9,800万円、まあ236億円ありますけれども、平成27年度9月時点での残高を見ますと、9月時点での今年度末の見込みは240億5,000万円という数字が出ています。これは決算を受けて新たな財源を加味してますので関連して質問をさせていただきますけれども、この歴史をいいますと、市債については大体毎年一般会計でも10億円の範囲でどんどん減ってきている。先ほど申し上げたように283億円、この10年間で減ってきているんですけれども、毎年、年度当初に基金を取り崩すけれども、これを戻して市債を逆にふやすという、こういう運営を行ってきてます。市債の発行についての守る基準があるだろうと思うんですけれども、なぜそういう基準からした場合にふえるのかということについてもきちんとお答えいただきたい。大体過去に借金が多かったものですから、元利元金の償還金が多いので新しく毎年毎年発行する

起債については、元金を越えないとかでやっておりますけれども、今回はもう越えようとしてますので、そういう点も含めて市債問題で以上の3点をお願いしたいと思います。

2つ目、市税の問題です。個人市民税と法人市民税があります。決算額は市税総額全体では173億7,000万円であります。個人市民税が41億7,000万円、法人市民税が21億7,000万円あります。まず、単純な質問でありますけれども、数年前に市内法人の実態について、大企業で資本金10億円以上、従業員が50人以上、いわゆる第9号法人と第8号法人について29社当時はありましたけれども、法人税割ゼロの企業が8社ありました。これが今どういう状況なのか。

事務報告書の72ページに個人と法人のそれぞれの納付者数が出ておりますけれども、あわせて資料をいただいておりますけれども、一番の上の大企業は第9号法人で資本金50億円を超えて、従業員50人を超えると。均等割が300万円で、この納税企業数が19であります。調定額が5億3,000万円あります。次の第8号法人、資本金10億円を超えて50億円までの間で、従業員50人を超える、こういう企業の状況でありますけれども、均等割が175万円で、企業数が10業者で、1億1,700万円あります。こういう第1から第9号法人までありまして、一番多いのが資本金1,000万円以下、50人を超えない、いわゆる家族企業も含めてそういうところで全体3,038納税者でありますけれども、3分の2がそういう実態であると。そこで第2号法人が資本金1,000万円以下、従業員50人を超えるというランクであります。ここで23事業所

がありますけれども、4億7,000万円の税金を納めていただいております。第9号から第1号を見ますと、いわゆる大企業の上のランクの19事業所で5億3,000万円。第2号法人で、23事業所で4億7,000万円、近い金額で納めているわけですがけれども、この辺の実態も含めてお話をいただきたいと。

次に個人市民税の問題です。いつもこの問題は一般質問でも使わせていただきますけれども、働いている皆さん方の収入状況がどうなのかということについて簡単な質問でありますけれども、いつも資料をいただいて、直近は昨年度分の税金の申告に従って所得金額が反映されますけれども、そして昨年3月に平成25年分の状況についていただいておりますけれども、北摂で箕面市が一番であります。1人当たりの所得金額は100万円違います。こういう実態もこの間伝えて申し上げてきておりますけれども、アベノミクスが実行されて2年か3年になりますけれども、実質賃金がなかなかふえないと、ようやくこの7月になって、前年対比の実質賃金についてはわずか0.3%、27か月ぶりにプラスに転じたわけです。それまでずっとマイナスなんです。そういうことも多分反映されていると思いますけれども、そういうアベノミクスの関係も含めて働く皆さんの所得状況についてどう見たらいいのかということと、府下的な状況についてもあわせてご答弁いただきたいと思います。

次は、消費税問題です。消費税は5%から8%まで引き上がりました。決算額が11億3,695万円あります。年度当初の予算が12億6,250万円計上されてましたので、結構差があるんです。1億2,555万円。そういう理由も含めて、消費

税が3%引き上がりましたけれども、実際の摂津市に入る金額がこれに至った理由とありますか、あわせて今後、今の予定では2017年4月から消費税が10%に移行しようとしておりますけれども、地方消費税の問題について都道府県と市町村の取り分がありますけれども、中期財政見通しで出ておりますけれども、今後の毎年の地方消費税交付金額の見込みについて、その理由も含めて少しお答えいただきたい。

次に、財政運営の問題に関連して、まず中期財政見通しであります。今回、本会議でも申し上げましたように、10年間分の財政見通しを出されました。過去なかった項目が出ております。それから入りますけれども、まず市営住宅ですね。今後、来年から4年間で約11億円のお金が事業費で計上されています。市営住宅として三島と一津屋にあります。想像するに鳥飼八町団地にかかわるのも大きいのかなと思いますけれども、この11億円のお金の使い道、計画について。

あと、庁舎管理で新たに3年間で5億円の金額が計上されていますが、その中身について。ごみ焼却施設で30億円の予算が組まれてますけれども、茨木市との関係でいろいろ動きがありますけれども、この30億円の問題について。この3点をまず新しい問題としてお答えいただきたいと。

次に、中期財政見通しについてのこの見方ということで、本会議の議論とだぶらないようにしたいと思いますけれども、平成26年度の決算を受けて決算カードが出ておりますけれども、標準財政規模が181億円であります。いわゆる財政悪化の途中のイエロー段階である早期健全化団体については標準財政規模に対する12.5

8%を掛けた22億8,000万円の赤字が生じれば早期健全化団体になるわけです。財政再生団体、いわゆる倒産ということになりますと、20%を掛けますので36億2,000万円の赤字が出たらそうなるわけでありましてけれども、そういうことを前提として議論をしたいと思うんですけれども。今回出した中期財政見通しで、平成35年度に48億6,100万円の基金を使って、残りは赤字が出ます。この年にいわゆる財政再生団体になるという数字なんです。数字がややこしいんですけども、今回の吹操跡地の売却も含めて今年度末見込みが143億円の基金も含めて残高が残ります。これを平成35年度、48億円をゼロで計算しますと、この8年間で191億円のお金を工面しなければゼロにならないという計算になるわけです。計算上は、少なくとも早期健全化団体22億8,000万円の赤字が出るというところを抑えようとしたら、この8年間で169億円のお金を工面しないといけないという計算になるわけです。この行革で平成30年までを含めて、その後5年ありますけれども、この169億円ないしは191億円のお金を第5次行革で工面しようとして考えているのかという疑問が生じるわけでありまして。考え方も含めて、いろいろご意見もあろうかと思しますので的確にご答弁をいただいて、また議論をしたいと思しますのでよろしく願いいたします。

そして、信頼性の問題について一言この際聞いておきます。

平成22年度にまとめた見通しで、平成28年度に36億8,000万円の赤字が出て、財政再生団体に転落しますよということでありました。今回の見通しでは平成

28年度、逆に122億円の黒字であります。こういう端的な違いも含めていろいろ行政展開の一つの土台として財政見通しを挙げられてますけれども、中期財政見通しのこの間の見通しの問題についてどういう総括をされているのかということ、この際聞かせていただきたいと思えます。

次、第5次行革の個別の問題で、細かいことは聞きません、大枠の議論をしたいと思えます。

まず、一つは、改革の柱の1の人の改革で、人材育成5項目、事務執行の適正化に関するアクションプラン策定があります。この中で事務処理が増加してるというふうに述べています。だから、業務執行の適正化に関するアクションプランの策定が必要なんだという理由づけをしておりますけれども、これがどういう事務処理上の状況なのかということをお聞きしたいと思えます。

2つ目は、同じく改革の柱の1で給与制度の適正化のところの2項目目、各種手当を原則国に準じるように見直すということでもあります。人件費問題はいろいろ地域手当の問題から、過去にいろいろ議論もされてきました。近隣各市が10%、12%の地域手当で、摂津市は6%ということで、この是正をなくしていろいろしんどいのではないかとということで、基本は組合との協議によりますけれども、地域手当の問題も含めてこういう人件費の一部でありますけれども、この各種手当の見直し問題について少し、きょうは議論をしたいと。

それで、地域手当の問題についてはご承知のとおり、平成18年度、それまでの調整手当からその地域の民間企業の賃金に合わせて、その地域の自治体の給料を決めるんだということで地域手当制度が導入

されまして、摂津市は6%ということでもあります。今、国のほうでは平成30年を目標にして上げていくと。2%に下げられるけれども、一方では地域手当を是正していくんだという話も出ておりますけれども、この地域手当に対する本市の取り組みと国の動きですか、この辺も含めて特殊勤務手当の中での、特にきょうは述べたいのが年末年始の勤務手当について、これは時間外手当とダブルで併給してるという問題について、いろいろな見方がありますけれども、やっぱり是正すべき範疇だと思っておりますので、この地域手当の問題と年末年始の勤務手当の問題についてご答弁いただきたいと思えます。

3点目は、市役所窓口業務の問題であります。改革の柱6で利便性の向上、中身としては所管外になるんですけれども、大まかで結構ですのでお願いしたいと思えます。

市役所窓口業務の集約とあります。いろいろマスコミ等で総合窓口だとかいろいろな窓口の対応の仕方について報道されておりますけれども、この目指すべき姿についてどういうものを見てるのかということについて、一言お答えを求めていきたいと思えます。

4つ目は、改革の柱の2でいわゆる下水道2課と水道部の統合というのがあります。来年度統合するということで目標設定がされておりますけれども、平成28年度に統合するときの姿だとか、そのためのいろいろな諸問題だとか、それとその後どういうふうに動いていくのかということについて、答えられる範囲で結構ですから答えていただければと思えます。

次、集会所での問題であります。これまで集会所の問題についてはいろいろな角

度から議論をされてきました。きょうは小さい問題も含めて質問したいと思うんですけども、多くの利用者から聞こえている声は洋式トイレの問題であります。高齢者も含めて、自分の家には洋式便器があるけれども集会所にはないということで、その都度自分の家に走ってということもやったり、我慢して集会所をすることもありますので、ぜひ最低1つ洋式便器をつくってほしいという要望が届いています。これは既に聞いていると思いますけれども。そのことからまず今の53か所の集会所の中でどのぐらい洋式トイレが設置されているのかという問題と、洋式トイレの設置についての今後の考え方について。

それと、第5次行革で平成29年度に集会所整備方針を決定するとしています。これはあと2年半しかありませんけれども、これまでも議論してきましたように、他市にない集会所の位置づけとといいますか、53か所もこの小さいまちで集会所があるわけで、当然1年間で見て数回しか使っていない集会所もあるかもわかりませんが、ここを生かして地方行政を展開していくという手はあると思うんです。どういう形で生かしていくのかということもちゃんと頭に入れて整備計画を進めていただきたいというのが質問の趣旨でありますけれども、地域コミュニティの拠点でもありますし、実際建物があります、傷んでいる建物もあり、改善を要します、いろいろな違いはありますけれども、どういう構えで、どう生かす形で進めていこうとするのか、その辺をどうお考えなのかこの際聞いておきたいと思えます。

次に、小規模修繕工事等登録制度の問題についてお尋ねします。

平成19年度から公共事業に参加でき

る入札資格を持たない小規模事業者に対して、小規模な修繕工事、今は限度90万円でありますけれども、参加してもらう制度として実施をされてきました。最初は30万円を出発しましたけれども、平成26年度の結果は登録68事業所、受注事業所は41社であります。60.3%の事業所が発注額1億円を超える金額を一応受注するということまでできてますけれども、平成19年から7年たちますので、いろいろこの間改善もしていただいていた多くの方々には仕事が行き渡るようにいろいろな工夫をしていただいたことも知っておりますけれども、今のこの課題といたしますか、公平性からしても、平等からしても、職員さんも大変ですけれども、その問題でどういう対応、改善をなされてきたのかということと、この7年間の総括について少しまとまったお話をいただければと思えます。

次に、人口ビジョン、地方版総合戦略の問題であります。これは、これから具体的な作業を進めていきますけれども、予算上は去年の途中で補正予算を組まれまして約1,000万円でありましたけれども、これが全て平成27年度に繰り越しがされました。そういう関係で、基本的な問題だけ聞かせていただきたいと思うのですが、特に人口問題であります。今の第4次総計をつくる時に、摂津市は出生率1.41から出発をしまして、当時大阪府下が1.25でありました。こういうことも参考にして平成32年度、10年後に8万人の人口想定をいたしましたけれども、特にこれから人口ビジョンも含めてつくろうとしておりますけれども、その辺の現段階での人口ビジョンに対する考え方についてお尋ねしておきたいと思えます。ちなみ

に平成27年3月末の人口は8万5,451人です。当初の人口想定でもたくさんプラスの方向にふえておりますけれども。

次に、公共施設総合管理計画、いわゆるインフラ寿命化計画であります。これを来年度策定しようということで第5次行革で言われておりますけれども、先ほど公有財産管理台帳システムとかマネジメント支援システムということで、その手前のデータベース化の問題や話をされましたけれども、これが今後10年間でどうやっていくのかということが問われておりますけれども、現段階で答えられる分だけ答えたいと思います。

最後に、指定管理者制度の問題です。ご承知のとおり、冒頭に申し上げたとおりで、40施設について非公募と公募に分けて指定管理者制度が改めて導入されて、管理者が決まりました。当時選定委員会の諸問題も含めていろいろ指摘もし、申し上げてきました。そこで1年間終わりました。指定管理を見直すためにこの間行政として検討されたいろいろな提言がありますけれども、提言から見ても1年過ぎたら60日以内に事業所の報告書ですね。あわせて行政側としてモニタリングだとか、評価書をちゃんとつくって提出をすることが言われておりますけれども、その辺の取り組み状況についてまずお聞きしたいと思います。

○三好義治委員長 答弁を求めます。

まずは、石原課長。

○石原財政課長 それでは、野口委員のご質問のうち、財政課にかかわりますご質問に答弁申し上げます。

まず、市債のその他の金融機関ということでございます。その上に市中銀行という

のがあります。こちらのほうが都市銀行でありますとか、地方銀行、長期信用銀行ということになっておまして、それらを除きます金銭の貸し付けをしているものということでその他の金融機関というふうにくくっているところでございます。具体的にいいますと、信用金庫でありますとか、生命保険会社でありますとか、農協でありますとか、そういうところが借入先のその他の金融機関ということになっております。ここの部分がふえてきているということでございますが、市債につきましては借入先が起債の項目によってそれぞれ国、政府資金でありますとか、縁故債、銀行等で借りる資金繰りのほうが決まっております、今回臨時財政対策債というものなんですけれども、こちらのほうを政府資金で借りるか、または縁故債という形で借りるかという方法がとれるんですけれども、今本市としましてはできるだけ競争原理を働かせて利率を抑えたいということで、この金融機関、市中銀行、またその他金融機関の中で入札をしまして、借り入れのほうを行っております。その分でここ最近の交付税に伴いまして発生します臨時財政対策債のほうの金額がこの項目にあたりまして、金額がふえているという状況でございます。

それと、繰上償還についてなんですけれども、過去に通常なかなか政府資金と先ほど委員がおっしゃられましたように、政府資金等の返還というのは途中での返還が難しいという形になっているんですけれども、平成19年から21年度までにつきましては臨時的な特例措置としまして一部金利が高いものについて、また交付団体というたしか縛りがあったかと思っておりますけれども、そういうところにつきましては

補償金を免除した繰上償還という制度がございました。それが最終的には24年度までそういう制度があったということもありますけれども、今はそういう制度がございませんで、繰上償還のタイミングとしましては起債の許可を20年とった中で10年後に借り替えをするというふうな形のものがあります。その時点でそのときの財政状況によって繰上償還をするのかどうかという方法、またその事業目的が終了したものについては当然繰上償還をしないといけませんけれども、そういうふうなタイミングで今現在繰上償還のほうを行っているところでございます。

あと、市債と基金の関係かと思えます。本市の状況をまず話させていただきますと、やはり市債につきましてはその中で一番財政の指標としていえるのが実質公債費比率という問題があると思えます。こちらのほうは府内平均でいきますと、昨年度ですけれども6.3%と。うちのほうはやや1%上回っていたかと思えますけれども、それよりも近隣各市の状況を見たときに、茨木市でありますとか、高槻市でありますとか、そういうところの実質公債費比率というのはマイナスの表示が立っております。そこから単純に評価しますと、やはり摂津市の市債残高というのはまだまだ多いと。先ほど言われましたように、府内平均でいきましても大体公債費の市民一人当たりが18位ぐらいになっているのかなと。それが公共下水道事業会計でありますとかの繰り出しを足しますと順位的にはもっと上がりまして、ワースト10の位置に平成25年度ではあったというふうに認識しております。それらがありますので、やはり今後は将来できるだけそういう負担を減らしていくためには先ほど

申されましたように、元金償還以内の発行。やはり、こちらのほうにはしっかりと努めていかないといけないと、財政規律としてそこを抑えていかないといけないというふうに考えております。ただし、全体的に線で考えたときにはそういう方向を目指しておりますけれども、その時々で経済状況でありますとか、いろいろな外部要因が出てきますのでそのときにあわせて、多少それが逆転することもあるかもしれませんけれども、財政担当としましては、やはり今後の将来の負担を減らしていくという点では右肩下がりに市債残高のほうを減らしていったらいい、公債費を抑えて、その抑えた分に社会保障費関連の事業等に当てていくと、そういうふうな財政運営をやってまいりたいというふうに考えております。

それと、地方消費税交付金の問題ですけれども、こちらのほうは5%から8%に平成26年4月になっております。平成26年度当初予算の算式としましては、こちらのほうは国のほうからまず府のほうに交付されまして、それが市町村に交付されるという形になっておりますので、府の税制のほうでそのときの経済状況でありますとか、消費動向でありますとか、そこを見込みまして大体昨年度の何パーセント増という数字を出していただいております。今回につきましてもその部分を活用しまして、昨年度から府のほうで出された増減率を掛けまして算出をさせていただいているところでございます。ただ、思ったよりもやはり消費税が上がったことによる変動といいますか反動といいますか、そういうもので見込みが少し落ちてるといふことと、あとはこの交付金が入る時期が平成26年6月に入ってくるものにつき

ましては、前年の1月からたしか3月でしたか、その分が平成26年度に入ってきますので5%の数字が入っていたということで、その辺も若干落ちの原因ではないかなというふうに考えております。

それと、中期財政見通しのほうに移りたいと思います。まず、市営住宅でございます。こちらのほうにつきましては、平成28年度予定しておりますのが一津屋第1団地の大規模改修、こちらのほうの予定をしております。それと、平成30年度には鳥飼八町団地の建て替えの設計、また一津屋第2団地の大規模改修、それと平成31年度には鳥飼八町団地の建て替え工事のほうを見込んでいるところでございます。

それと、庁舎管理についてでございます。こちらのほうは平成27年度予定しておりますのが、初計上させていただいておりますが、市庁舎の総合整備事業の事前方針の策定業務委託料、こちらのほうを計上させていただいております。平成28年度はそれを受けて西別館の建て替え事業も含めた内容を検討しているところですが、官民連携の支援業務委託というものをここで見込んでおまして、平成29年度には市庁舎の中央監視装置、また新館、本館、東別館の空調機の改修、こちらのほうを見込んでいるところでございます。

それと、ごみ焼却施設の更新ということでございます。こちらのほうは、ごみ減量及び資源化率の向上により焼却炉の延命を図っていますが、平成40年度に施設の更新が必要であるということで、平成37年、平成38年、平成39年という、計画では平成37年度までになってますけれども、その後、平成39年度までそれぞれ歳出としましては30億と40億の金額のほうを見込んでいるところでございま

す。

それと、中期財政見通しの中で今のこの見込みでいきますと、平成35年度には財政再生団体になるという見込みになっております。こちらのほうを今後どうしていくのか、もちろんこの作成意図としましては、現状の行政運営を続けるというふうになってしまおうというところをお見せさせていただきまして、さすれば今何をすべきかということを一一人の職員がしっかりと考えていただきたいという材料の一つとして作成をさせていただいております。こちらの財源を埋めていく方法としましては、もちろん、先ほど言われました第5次行革、これを、やはり、しっかりと進めていくこと、それと、また、新たな財源確保という視点で、国、府の動き、動向を見て、しっかりとその時代に合った事業展開をしていく、現在、やっているものが、常に正ではなくて、その時代に合った行政運営をしていくためにどうしていくかというふうなところの視点で、この中期財政見通しのほうを作成しておりますので、今後、今のところ、第5次行革のところを着実に進めていくことというのが、大事ではないかなというふうに考えております。

それと、中期財政見通しについては、毎年の決算を受けまして、ローリングのほうをさせていただいております。

5年、10年後の状況というのは、さすがに経済状況というのかなりの上振れも下振れもございまして、なかなか難しいところではございますが、できるだけ、その時々最新の情報をこの中に埋め込んで、歳出につきましては、主要事業等についても各原課のほうとしっかりとヒアリングをして、精査に努めているところでござ

ざいます。

この作成をするに当たって、本市の場合、特に、市税については、経済的な要因によって、上下するところがございまして、その指標をどう見るかによって、はっきり申しまして、いいようにも悪いようにもつくれる、言葉が悪いかもしれませんけれども、そういう状況もあることは確かでございますけれども、財政担当としましては、やはり、あらゆる指標について、厳しめをしっかりと見ていかないと、あのときに、どういう試算をしたのだということになりかねないというふうに感じておりますので、そういう視点も含めながら、この中期財政見通しのほうを作成し、その時々、毎年、ローリングのほうを行っておるところでございます。

最後に、小規模事業者の登録制度でございます。

こちらのほうは、平成19年度から開始しまして、当初、対象額として30万円、平成21年度からは60万円、平成24年度からは、おおむね90万円ということになっておりまして、平成19年度当初、小規模業者への発注額としましては、約1,150万円という数字、平成26年度の決算では、1億1,380万円というふうになっておりまして、額的にも、件数的にも、一定、成果が上がってきておるのかなというふうに考えております。

なかなか対象件数に対しまして、小規模業者への発注件数というところの差があるわけでございますけれども、どうしても、緊急性でありますとか、高齢施策という部分もございまして、そういう部分を除いて、今後、できるだけその発注率を高める方法としましては、やはり、職員にもこういう内容について、しっかりと周知してい

く、業者にも、しっかりと営業活動をしていただいて、こういう制度があるということも知っていただくということも大事なかなと思っております。

平成24年度からなんですけれども、小規模の対象となる事業と、うちの対象となる各課、小学校をもっている教育委員会の総務課でありますとか、公園みどり課でありますとか、そういうところとの面談といいますか、懇談会といいますか、そういうこともやっているところでございます。

その中で、業者の意見をしっかりと吸い上げて、よりよいものにしていく、そのうち、やはり、アンケート等もとっておりますけれども、その中で、こういう課があるのだとか、しっかりと自分のところの事業の説明ができた、というふうないい声もたくさんいただいておりますので、この制度が、よりよいものになるように、今後も、いろいろな社会状況に合わせて、制度改革のほうを図っていきたいというふうに考えております。

○三好義治委員長 和田次長。

○和田総務部次長 それでは、法人市民税の法人別の内訳から説明をさせていただきます。

平成26年度の法人市民税の法人別の主な内訳につきましては、高額順にいきますと、資本金等の金額50億円超、市内従業者50人超の、いわゆる第9号法人が19法人で5億3,000万円、次に、資本金等の金額1,000万円以下、市内従業者50人超の第2号法人が、23法人で4億7,200万円、資本金等の金額10億円超50億円以下、市内従業者50人超の第8号法人が、10法人で1億1,700万円となっております。

なぜ、第2号法人が多いのかということ

ですけれども、基準となります資本金等の金額の算定、これは、資本金から準備金を差し引いた金額ということになっております。

したがって、長期投資の必要な摂津市に在住いたします大手運輸会社の場合、多額の準備金を積み上げておられますので、それを差し引いた結果、そのランクにその会社が入っているということで、結果、そういうランクづけになっている訳でございます。

また、法人税割の納付のない法人、いわゆる赤字欠損法人でございますが、これは、平成26年度におきまして、第9号法人が19法人ございますけれども、その中の6法人、第8号法人は10法人中2法人がそのような形になっております。

続きまして、個人市民税の現状と認識ということで、ご説明をいたします。

平成26年度の個人市民税決算収入額は、0.5%の増収という形になっておりますけれども、その内容につきましては、復興増税に伴う均等割の増収部分を差し引きますと、ほぼ、前年度と同額ということになっております。

その要因は、企業業績は非常にアップしているのですけれども、それが、個人所得につながっていない、つまり、企業の内部留保に回った結果ではないかという推測をしております。

また、摂津市の納税義務者一人当たりの所得金額、これは、約288万3,000円になります。

これを府下で比較いたしますと、43自治体中34位となっております。

ここ数年の水準は、ほぼ同じ状況でございます。

個人市民税につきましては、平成20年

度から続いておりました納税義務者数の減少傾向が、南千里丘の大規模マンションの入居に伴う人口増によりまして、平成24年度において、歯どめがかかりました。

その後、微増傾向が続いております。

ただ、現在進行中ですけれども、平成27年度の当初課税が終わった時点で、南千里丘のタワーマンションの入居に伴う人口増がございまして、納税義務者数や、調定額につきましては、はっきりと増額が確認をできております。

したがって、税収確保の視点からも、人口減少社会への対応というものが、市の未来を左右する極めて重要かつ全市的な課題という認識をいたしております。

○三好義治委員長 次に、川西課長。

○川西政策推進課長 3点のご質問にお答えいたします。

まず、下水道と上水道の統合の姿ということでございますが、平成29年度に下水道事業に、地方公営企業法を適用する、いわゆる法適化を行いまして、さらなる財務健全化を検討しているところでございます。

それに向けまして、平成28年度4月に下水道業務課、下水道事業課を、既に公営企業となっております水道部に統合いたしまして、万全な体制のもとに、平成29年度の法適化の準備を進めてまいりたいと考えております。

現段階におきましては、ここまでの方向性なのですけれども、今後、また、課レベル、係レベルの具体的なお話、機構改革等につきましては、第4回定例会に上程させていただければとの予定で、今、進んでおります。

続きまして、人口ビジョンの考え方というお問い合わせに対してなのですけれども、この

人口ビジョンというのは、西暦2060年までの本市の人口でありますとか、また、特殊出生率の目標値を戦略的に定めるといふものでございます。

現在、国のほうから数字が出ておりまして、国立社会保障人口問題研究所というところが、各市町村の人口のこれからを、今のまま何もしなければこうなるという数字を示しております、本市の場合、2040年には、約6万8,000人になるだろうと、続いて、2060年には、5万3,700人程度になるであろうという予想を示されておられます。

この状況は、非常に厳しい数字と、我々は受け取っております、人口ビジョン、何とか、これから人口が徐々に減っていく、これは、どこの自治体でもしょうがないのかもしれませんが、何とか減るスピードをゆっくりしたいというふうにプランを組み立てていく予定でございます。

具体的な方向性のお問いということなのですけれども、まず、摂津市の現状といたしまして、今、特殊出生率、摂津は1.5でございます。

全国平均は、1.42でございます。若干、摂津市は高い数値でございます。

それらを勘案いたしまして、また、いろいろ調べてまいりましたら、よく言われるように、摂津は、20歳から20代前半の層がよく転入されてこられる、ところが、30代半ばぐらいにかけての層が転出が多い、また、転出先も近隣である場合が結構ある。

人口ビジョン、何とか人口の減少を食いとめるために、具体的な考え方、これから練るのでございますけれども、柱の中に、この他市に転出される層を何とか食いとめるというところを、軸に入れなければと考えるお

ります。

続いて、指定管理者制度の評価の取り組みについて、進捗状況、現状というお問い合わせでございますが、指定管理、基本的に5年でございます。

今まで、平成23年、平成24年、平成25年と3年、ここから5年の契約なのですけれども、指定管理、何もしなければ、これだけ長い期間ですので、チェック体制がなかなか厳しいと、これではいけませんので、今回の5次行革の中でも、平成27年度から、毎年のチェックをかけますよと、評価をしますよと、それを、ホームページ等で公開しますよというふうになっております。

今まででしたら、指定管理の期間全体の評価をしまして、公開をしていたのですけれども、この平成27年度から、1年単位の評価に切りかえるということで、ことしに限っては、11月に評価結果を公表いたします。

準備期間にいろいろございますので、また、今までの評価内容とも若干変えておりましたり、今まででしたら、各施設共通の評価項目だったのですけれども、共通項目と、また、施設オリジナルの施設ごとの評価項目、そのあたりも今回の評価に入れてまいりました。

その作成でありましたり、取りまとめの時間といたしまして、ことしに限っては、11月末までの公開というふうに、ロードマップに記載させていただいております。

次年度以降は、8月中の公開というふうに、進行管理の中で、ロードマップの中で、記載させていただいております。

○三好義治委員長 大橋参事。

○大橋市長公室参事 野口委員の第5次

行革にかかわりますご質問に、順次、ご答弁申し上げます。

まず、業務執行の適正化に関するアクションプランのお問いでございますけれども、事務処理の実態ということなのですけれども、職員数は900名から640名になって、その事務の一人当たりが処理をいたします事務そのものについては、やはり、ふえているだろうと、これは、権限移譲の問題であったり、高齢化等の進展の中では、事務の対象者数の増加の問題、これらを踏まえますと、やはり、ふえているというふうに捉えております。

ただ、ここで、業務執行の適正化の中で、述べさせていただいているミスの部分、先ほど、答弁をさせていただいたのですけれども、事務処理のミスの実態把握をする中で、ミスの内容についても検証をしております。

それらについては、基本的には、仕事の基本的な部分を心得ておれば、間違えることは余りない起案のミスであったり、手続のミスであったりというのが多いというふうに認識をしております。

この問題については、摂津市だけの問題ではなくて、これは、東京都の前総務局長が、いろんな自治体に研修にいったおっしゃっていることなのですけれども、やはり、多くの自治体でこういう問題が起こっていると、その部分が、業務執行の適正化の中での事務処理のミスの部分が大きいというふうに認識をしております。

その要因については、パソコンの部分もあたりはするのですけれども、やはり、大きな部分が、世代間の継承というところが、一つ大きな問題として、全国的にも認識をされているというところでございます。

そのあたりも踏まえながら、先ほどもご答弁させていただいたのですけれども、財務の部分であったり、文書の部分であったり、会計の部分であったりというところの研修について、職員みずからが、若手の職員に対して、研修を図っているということで対応をしております。

次に、手当の問題でございますけれども、地方公務員の給与、給与制度、手当も含めてですけれども、基本的には職務給の原則と均衡の原則というものがございまして、均衡の原則というのは、地域の民間賃金の部分と近隣の自治体とのバランスということが、一番大きな問題となっております。それらも踏まえて、原則的には、国に準じるということの中で、全国的にそういう流れになっているのが現状でございます。

手当の問題につきましては、ここでは特殊勤務手当ということで、長年の組合との交渉、協議の中で積み重ねてきた問題でありまして、この是正に向けては、人事といたしましても、過去から取り組みを進めておりまして、基本的には、全廃に向けて努力をしていくということでは考えてございます。

その中で、やはり、本市の場合、懸念といたしますか、若干、問題となるのが、今、ご指摘もいただきました地域手当の問題でございます。

今回の改正でも、本市の地域手当が6%に据え置かれました。

隣接する自治体が、全て、10%から16%という状況でございまして、こういった状況は、恐らく全国的にもまれではないかというふうに思っております。

ですから、こういった状況の中で、先ほどの均衡の原則で、近隣の自治体とのバラ

ンスもどうなのだという問題も若干気になるところではございます。

参考までに、この地域手当が、国基準を上回る支給をしている自治体というのが、全国で80ほどございまして、実は、これは、ほとんどの自治体が近隣の市に配慮しているであったり、当該地域内に国の官署があったりということを経由に、そういったことをしている自治体があるというのは、実際にはございます。

ただ、我々といましては、なかなかその部分は、難しいであろうというふうには思っておりますし、これまで、国に対しても要望等をしつつ、昨年は、大阪府市長会としても、平成26年の人勧の改定前にできるだけ配慮していただきたいという要望もしたのですけれども、なかなかその要望というのは、聞き入れてもらえないといえますか、難しい状況になっているのが現実でございます。

地域手当4%の差というのは、やはり、非常に大きいというふうには思っておりますが、これは、全職員の問題、特勤手当というのは、やはり一部の職員の問題ということもございまして、それがやはり、この情勢の中で住民の方に対してきちんと説明がつくのかどうか、そこが、やはり、一番大きいというふうには思っておりますので、そういった意味では、この特殊勤務手当の分については、是正をする必要があるというふうに認識しております。

次に、窓口サービスのところでは、先ほど申し上げたように、ここでも、ここで書かせていただいておりますサービスの向上の取り組みでございまして、これにつきましては、特に、福祉部門なんかで申し上げますと、課ごとの関連性が非常に高い、事務的に関連性が高くなっている部分がありまして、先

進的に、そういう福祉部門の総合窓口というのをつくっておられる自治体でも、その辺を踏まえながら窓口を集約化して、サービスの向上を図っている現状がございまして。

また、今の段階では検討している段階でございますので、もう少し、本市の実情と他市の取り組みの内容を精査した中で、先行の自治体のような取り組みを実際に実施していくべきなのかどうかということについては、適切に判断をしていきたいというふうに思っております。

○三好義治委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 野口委員の2点のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目、集会所の件でございます。

洋式トイレの設置につきましては、地元の要望を踏まえて、順次、改修してございまして、市内集会所53か所のうち、現在、44か所が設置されてございまして、今年度におきましても1か所、現在、工事中のところがございます。

残りの集会所につきましては、地元の要望をお聞きしながら、それから、修繕費という限られた予算でございまして、そちらを見ながら進めてまいりたいというふうに考えております。

もう1点、集会所の整備方針についてでございます。

今年度は、再整備の整備方針につきましては、以前から集会所の老朽化に対して、お答えさせていただきましたが、今年度は、再度、さらなる点検を行ってございまして、老朽化状況を詳細に見ているところがございます。

また、それぞれの運営管理者に年間の使用回数を、毎年お聞きしておりますが、その内容についてもどういう団体が使われ

ているのか、そのあたりを詳細に、今、聞き取り調査をやっておりまして、その2つのデータを集めて、今度の整備方針に検討していきたいと思っております。

また、野口委員もおっしゃられましたように、本市の強み集会所として数が多くあるということは、一つの強みであると同時に、今、考えておりますは、福祉的なもので使えるかどうか、そのあたりも今後の方針に加えて検討してまいりたいというふうに思っております。

続きまして、2点目の公共施設の総合管理計画についてでございます。

集会所も含めまして、多くの公共施設は、高度成長期に建てられて、将来、更新時期を迎えるという時代がやってきます。

このような問題を抱えているのは、全国の自治体同様でございます、国のほうは、平成26年4月に、公共施設等総合管理計画の促進ということで、通知を出され、来年度28年度がその除却費用等の財源措置がなされるということで、一定の期限となっております。

公有財産の台帳システム等や、公共マネジメントの新システム等に、現在、データをどんどん蓄積しておりまして、来年度の計画策定に向けて進めていくにおいては、いわゆる公共施設の箱ものだけではなく、インフラ等の庁内の縦断的な組織というのもチームでありますとか検討会を早い時期に立ち上げて、来年度の策定に向けて進めてまいりたいというふうに思っております。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 そしたら、まず、市債の問題です。

結論で申し上げますと、最後に課長が答弁された最低の基準として、いわゆる元金

償還金を超えないというところは、きちんと守るべきだと。

今、見ていたら、平成27年度の今の段階で、元金を超える新たな借金をしようという流れになっていきますけれども、その一方では、第5次行革という、ぼっさり市民の暮らしにかかわる制度の廃止・縮小を行うと、いろんな負担を押しつけていくという、どこに行政としての立ち位置があるのかということについて、疑問を持つような、そういう中身になっていきますので、その一部として、基本である財政運営についての市債問題については、ここは、やっぱり最低ラインとして守るべきだということ、改めて強調しておきたいと思えます。

この借入先ごとの利率の問題です。

概要で示されている財務省が90億、ゆうちょ銀行・かんぽ生命保険が104億円、市中銀行は69億円、一番高いのは、6%超えで、財務省の372万1,000円しかないのですけれども。

そういった全体の利率別の残高を見ますと、財務省から共済等も含めると、3%以下が97%であります。残り3%近くが3%超6%以下となっておりますので、少なくとも3%から6%の間について、さっき申し上げた、ことしやろうとしている中で、どのくらい含まれているのか。これは、ずっと年次の返済計画があって、単純に繰り上げ償還にはまらないというところもあろうかと思えますけれども、3%以下の分について、繰り上げ償還ではなくて、3%超えて6%以下について、やっぱり、繰り上げ償還していくと、3%しかありませんけれども、その辺のバランス的なことについては、この40億円の償還という意味では、どういうふうにお考えなのか、どういう内容かというのを、教えていただき

たいと思います。

もう1点、この10年間で32%、283億円の借金が減ってきたのだということ、逆に自信を持っていただきたいと思うのですが、いろいろな見方が当然ありますよ、それは。それだけは、市民も協力したということになるわけで、この辺の10年間の歩みをきちんと受けとめていただいて、先ほど申し上げた基準を守っていただきたいということは、改めて強調しておきたいと思います。

市税の問題であります。いわゆる法人税の所得割について、以前は、ゼロが8つあったといいますけれども、同じく今回も8つあるという答弁であります。

平成25年度は、一番近い大企業が、4億5,000万円ぐらい、当初の納める予定にしていた法人税を数億円単位で返したということになったと思いますけれども、いわゆる摂津市の大企業、10億円を超える社員50人以上のところの中で、今、29社ありますけれども、その中で、8社が法人税はゼロだということになります。

これもどう評価するのかというのは、担当課長のほうからどう見たらいいのか、見解を改めて求めたいと思います。

第2号法人が、事業所の数に比べて税額を納めているという問題については、大手運輸業者という話でありました。そうしますと、その運輸業者がたくさん納めていると思いますけれども、第2号法人は12万円の均等割、23社あります。4億7,000万円も納めていますけれども、いわゆる大手運輸業者が、名前は出ませんのでいいと思いますけれども、何ぼくらい、この4億7,000万円のうちで納めていただいているのかというのは、質問したらだめ

ですか。斟酌していただいてご答弁いただければと思います。

それと、個人市民税に関連して、今回、いただいた資料に基づいてご答弁いただきましたけれども、平成25年度分の摂津市民の働く皆さん方も含めて、全体の年間平均所得金額は、288万3,360円とあります。

これは、市段階ではお話がありましたように、下から5番であります。

1997年ですけれども、消費税が5%に上がった年に比べれば、74万円減っているわけです。

それだけ、基本的に働く皆さんの所得は減っているということは、いつも言っていますけれども、改めて押さえていただきたいと思います。これは、強調しておきたいと思います。

消費税の8%問題で、もう一回、ご答弁をいただきたいのですけれども、ということは、1年分、全体が今回、決算の中に入っていないということで見たらいいのですか。その上で、中期財政見通しで、平成28年度19億円、平成29年度19億円、平成30年度以降20億円という見通しを立てておりますけれども、この辺の10%への引き上げの関係を含めて、説明いただきたいと思いますが、今、8%で、国の6.3%、都道府県市町村が1.7%、10%では、7.8%対2.2%になりますので、それを含めて、説明いただければと思います。

財政運営の中期財政見通しの問題です。

市営住宅で約11億円を組まれました。最後、平成31年度まで、その金額でいこうとしておりますけれども、平成31年度に鳥飼八町団地が建て替えということで話がありました。

鳥飼八町団地は、多分庭があると思えますけれども、地方自治体としても、財政状況が許せば、安価でいい住宅を提供していくという、公営住宅を提供していくという義務は、当然、あろうかと思うのですけれども、そういう点からすれば、喜ばしい方向だと思っておりますけれども、この鳥飼八町団地は、どのくらい、戸数的に、規模的に考えているのか、今、答弁できれば答弁していただいて、そのことを踏まえて、現状市営住宅が何戸あって、それを含めれば何戸になるのかということも、お示しいただきたいなと思います。

中期財政見通しの数字的な問題であります。先ほど、仮の計算で、いわゆるイエローカード、早期健全化団体の22億8,000万円の赤字まで抑えようとしたら、平成35年まで169億円のお金を工面しなければなりませんよという話を、冒頭、紹介しましたけれども、この間、第1次、第2次、第3次、途中で国の集中改革プランも出てきましたので、ややこしいですけれども、第1次のときに、財源効果が19億8,000万円、第2次が平成13年から15年の3か年間で、31億2,000万円、第3次が、平成15年から平成21年まで、7年間で、90億9,000万円、今、第4次で、平成24年末で20億円の効果を生み出していますという話であります。

この第3次の7年間で、90億円の財源効果を生み出したという話でありますけれども、この倍を超える金額を、同じ8年間、7年間で、今回、やらなければ、このイエローカード、早期健全化団体になってしまうという数字でありますけれども、こうなるわけです。

中期財政見通し上、平成35年度にこの

46億円を超える赤字が発生して、倒産しますよという数字を示す一方で、その前後から、このいわゆる千里丘西地区だとか、阪急連続立体交差事業とか、多額のお金がどんどん動いているわけです。

確かに、中期財政見通しの見通しの度、その赤字再建団体とか、それは別個だという話もされましたけれども、この数字を見た上では、平成35年度で、レッドカードに実際に向かっている中で、その数年前から、10億円、20億円のお金が動いているわけです。

これは、余りにも正常ではないと、僕は、個人的に思うのですけれども、そういう見方は、間違っているのでしょうか。改めて、部長なり、担当者のほうからの答弁を求めておきたいと思えます。

だから、先ほど、1次、2次、3次、4次の数字を示しましたけれども、それを、超える財源を賄おうというのが、第5次行革なのです。

職員も減らされると、市民にとってもああいう中身であります。夢がないのです夢が、ぜひ、夢のある方向を取り組んでいただきたいということもあわせて言うておきますけれども、そういう面、答弁を求めておきたいと思えます。

人件費の問題であります。地域手当の問題は、ゆゆしい問題だと思います。お隣の吹田市や茨木市にしても高いわけですから、そんなに物価は変わらないというふうに思いますし、逆に、法人、市民税などは、人口が少ないですので、一人当たり大阪府下1番でありますので、その近隣の企業の数字を見ても高いわけありますから、何でこうなるのかという気は個人的にしますけれども、しかし、今、お話があったように、国の動きもなかなか厳しいわけであ

りますけれども、基本的に2%少なくなると、一方では、地域間の配分の見直しで、地域間の見直しについては、段階に引き上げるという項目が入っておりますので、これは、どう絡むかは別にしまして、基本的な考えがありますので、ぜひ、頑張っていたきたいということと、特殊勤務手当も別問題でありますので、資料をいただいた中を見ますと、年末年始の勤務手当、いわゆる超勤もこれに加えてダブルカウントしていますので、それをしているところは、大阪府下で5市なのです。大変、少ないわけでありまして、答弁があったように、該当者しか対象にならないわけで、そういう全体の問題ではありませんので、別の問題として、早急に改善を求めておきたいと思っております。

あと、窓口業務だとか、下水と水道部の統合問題、これ以上突っ込んだら所管外になりますので、また、後から聞かせていただきます。

集会所の問題です。トイレは、53か所中、44か所であるという話で、ぜひ、希望を聞いていただいて、希望がなくてもつくりましょうかということで、ぜひ、聞いていただきたいと思うのですけれども、西川課長の決意を聞かせていただきたいと思っております。福祉的な内容を含めても活用していきたいという話でありますけれども、要は、行政側の立ち位置として、独特のこの53か所あるというこの強みをどう生かすのかという点では、行政の姿勢としては、これを生かして、地域からもたくさん集まっていただいて、いろんな問題についてもんでいただいて、いわゆる地域コミュニティの拠点として使ってくださいよと、こういう提案をしながら活用していただくという姿勢を示しながら、その中で、な

かなか使わないということもあろうかと思っておりますし、一津屋の文化財を除けば、一番最低で年間15回が1か所あります。新野々の集会所が16回。ということは、ひと月に1回プラスアルファということなのですけれども、これは、率直に実情はわかりませんが、行っていただいて、そういう形で活用したいのだけれども、一方では財政問題もあるし、いわゆる集会所問題についても議論していただいて、行政の構えと住民の意向をもらいながら進めていただきたいということで、よろしく願いしておきたいと思っております。

小規模修繕工事等登録制度の問題であります。確かに、工夫していただいて、いろいろ改善があります。平成24年度には、各担当と参加事業者との懇談も行って、より深めていただいたという経過もありますけれども、しかし、数字を言いますと、平成24年度、平成25年度までは、ふえているわけです。しかし、発注額が去年、平成25年度に比べたら平成26年度は逆に減っているわけです。これは、どう見るかということです。確かに、平成19年度発注当初に比べたら、10倍の発注をいただいておりますけれども、それで評価した上の話でありますけれども、これが何で減ったのかということでもあります。公共施設は、どんどん傷んでくるので、いろんな需要は、たくさん、あるだろうと思うのですけれども、なぜ、減ったのかという疑問があるのですけれども、ただ、先ほど申し上げた、この公平性とか平等性とのところで、もう少し大変だけれども、工夫していただいて、徹底しながら、実際の金額もふやしていくと、発注もふやしていくという努力を、ぜひ、求めておきますので、もし、答弁できるのであれば答弁していただ

ればと思います。

人口ビジョンの問題です。課長のほうからは、国立社会保障人口問題研究所が示した将来人口で2040年で6万8,000人、2060年で5万3,700人という数字であります。

多分、僕は生きていないと思いますけれども、そういう数字が示されておりますけれども、国では1億人の人口を維持しようということで、出生率1.8%、そういう数字も示しております。

総合計画をつくったときには、先ほど言いましたように、1.41%でありました。今、1.5%ですから、伸びているわけです。こういう数字も力にさせていただいて、より子育て支援といいますか、生んで育てていただく環境という点では、より自信をもって進んでいただいて、この平成32年、第4次総合計画の8万人と関係はわかりませんが、ぜひ、そういう多く皆さんが住んでいただけるような、施策なり環境をつくっていくということで、積極的な方向を、施策を伴った人口ビジョンをつくっていただきたいということで、お伝えしておきます。

指定管理の問題であります。確かに、課長がおっしゃったけれども、本来なら決算審査委員会でありますので、平成26年度、出発して1年が過ぎたと、条例上、60日以内に意見を添えて評価書もつけると、いわゆるこの議会での決算委員会のときには、そういう全体がまとまった状態で、決算審査を受けるというのが、条例上の建前なのです。

これが、現時点では、11月しかまとまらないということですね、結果としては。

それは、きちんと受けとめていただいて、どうするかということになります。

この第2次の提言を出しました、その前年度に、平成24年7月11日に、指定管理者制度と外郭団体のあり方検討委員会提言を出されています。

この中では、1年かけて、このあり方検討委員会を7回やりました。

このまとめとして、指定管理者のセルフモニタリングを実施すること、市、施設所管部署によるモニタリング評価を実施すること、利用者等によるモニタリングを行うことと、この3点を述べているのです。

今回、実際、1年が過ぎました。指定管理者から、事業報告書が出ましたけれども、多分、評価書も出ていると思いますけれども、これを受けて、行政側として、ちゃんとしたモニタリングだとか、評価書をどうするかと、これは、11月にできるのだという話であります。本来ならば、今、申しあげたように、この決算審査委員会でもめる材料をそろえなければならないのです、それができていません、これをどうするかという話であります。

委員長にお願いしたいのですけれども、この指定管理者制度について、条例上、または、指針上、書かれているとおりに、今回、現時点で決算委員会で審査できませんので、まとまった時点で総務常任委員会にきちんと報告していただいて、協議ができる場を設けるように、努力をお願いしたいと思います。

その点を含めて、今の時点でつかんでいる分での何か話はないのでしょうか。この問題については、これまでいろいろ僕らとしても、問題にしてきましたので、各担当に資料請求して、事業報告書を全ていただいております、これから分析をしますけれども、担当として、もう一度、まとまったご答弁をいただいております。

○三好義治委員長 暫時休憩します。

(午後2時47分 休憩)

(午後3時 再開)

○三好義治委員長 休憩前に引き続き、再開します。

答弁を求めます。

石原課長。

○石原財政課長 それでは、財政にかかわりますご質問にご答弁申し上げます。

まず、1つ目の市債の平成26年度末残高のうち、利率の3.0超6.0以下のところの繰り上げ償還という話であったかと思えます。

こちらの分につきましては、市中銀行の4,823万1,000円、こちらのほうにつきましては、平成28年4月で償還終了となります。

残りの財務省、ゆうちょ、それと、地方公共団体金融機構、こちらのほうにつきましては、先ほど、特例措置で償還ができたという時代がありましたけれども、現在は、返還するときには、元金のみではなく、利子とさらにその補償金が必要となってきますので、そこまでのリスクを負って繰り上げ償還をするというのは、やはり、財政的には、よくないのではないかなと考えておりますので、先の補正の40億円で考えているものにつきましては、3.0以下のところで、この市中銀行、その他の金融機関というところの部分について、今後、金融機関と、これから、非常にタイトな交渉になるかとは思いますが、繰り上げ償還のできるものについては、積極的に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

それと、2点目の地方消費税交付金でございます。

こちらのほう、実は、平成27年度予算

に、約19億円の見込みを立てております。

こちらのほう、先ほど、ご答弁させていただきましたように、府の見込みの伸び率を前年度にかけさせていただきました、19億円という数字を出させていただきましたしております。

平成27年、平成28年、平成29年については、ほぼ同額というふうに見込んでおりました、最終の平成30年度につきましては、20億円といえますのは、平成29年4月に10%になると、5%の時代に地方消費税交付金というのが10億円ございましたので、その倍の10億円がここに増額されるということで、平成30年度、平成29年4月に消費税アップの平年度化した平成30年度には、20億円ということで見込んでおるところでございます。

それと、3つ目の中期財政見通しですが、けれども、こちらのほうで、これまでの行革効果の金額、それと、今後、平成35年度までの赤字の累積を見たときに、それだけの第5次の行革の効果が出るのかということでございましたが、第5次行革については、現在、平成26年度から平成30年度までの計画となっております。

その後、やはり、その行革が終了したから、全てが終わりということではなく、やはり、その時代に合った事業の見直し等も見ていかないといけないと思えますし、この計画の中では、いろいろな指標も盛り込んでおりました、例えば、市債というのは、約15億円のキャップをはめております。

それは、逆算しますと、建設事業費のところでは、20億円の建設事業費を、大体見込んでおりました、市債というのが75%となりますので、市債が15億円、逆算して、今、建設事業費としては、枠としては20億円を見ているところでござい

ますけれども、やはり、今後の経済状況によって、本市の場合、大きく変わってきますので、一定、ここにも主要事業を幾つか列挙させていただいておりますけれども、やはり、今後の財政状況によっては、この建設事業費の先送りでありますとか、一旦、立ちどまって見直していただくという場面も、やはり、財政担当としましては、そういうことも考えないといけないのでは、そういうことがあってしかるべきではないかなというふうに考えているところでございます。

それと、小規模修繕工事の件ですけれども、平成25年と平成26年を比較しますと、小規模事業者への発注件数というのが、若干、件数的には上がっておりますけれども、発注額が減っていると、詳細に、まだ、分析のほうを申しわけなのですが、しておらないのですけれども、単純に、これを見る限り、単価差であったのかなというふうに考えております。

ただ、それだけで済ますことはなく、しっかり、この辺の分析もしながら、今後も、そのときの社会状況等に合わせて、市内業者の育成という観点もしっかりと含めて、取り組みのほうをしていきたいと思っております。

また、他市の状況、府内でも数は少ないですけれども、この制度を取り入れているところもありますので、そういう状況もしっかりとつかみながら、制度の構築に努めていきたいと思っております。

○三好義治委員長 杉本部長。

○杉本総務部長 中期財政見通しの件で、若干、補足をさせていただきます。

委員のほうからも、今、この中期財政見通し、夢がないとおっしゃったかと思いません。

我々ももちろん、赤字でしんどい、しんどい、お金がないということばかり言いたいわけでは決してございません。

前の議会でも、べっぴんのまちをつくらないとというお話がどこかでおっしゃった方おられたかと思うのですけれども、一方で、そういうインフラの整備であるとか、そういったものを進めていかないといけない。

それを今回の中期財政見通しに盛り込んでおります。道路の改修であるとか、千里丘西地区でありますとかをやっておりますけれども、一方で、中期財政見通しの一番最後のところに社会保障関連事業費というのがございます。

これを見ていただいたら、平成27年から平成37年の間で、一般財源だけで612億円という数字が出てきます。

先ほどのいわゆる事業費、さまざまな建設等に係るものにつきましては、補助金を抜きましたら、大体、150億円程度、市債も含めてということになります。

ですから、先ほど、財政課長が申しましたように今後については、建設事業などは立ちどまって考えないといけない時期が来るかもしれません。

ただ、この社会保障関連の600億円については、これは、待ったなしだと思っております。だから、それこそ社会保障に関するお金というのは、これは削るわけにはいきませんから、これをまず賄うことというのも、この中期財政見通しの大きな要素として含んでいるということだけ申し添えたいと思っております。

○三好義治委員長 和田次長。

○和田総務部次長 赤字欠損法人についての見解ということで、ご説明をいたします。

手元に、全国の数字があるのですけれども、全国の欠損法人の割合は、72.3%です。

つまり、赤字欠損法人のほうが、圧倒的に多いという状況になっています。

その状況から見れば、摂津市の状況、これは、72%、第9号、第8号につきましては、7割以上が納税されているということなので、良好ではないかという判断をしております。

次に、第2号法人の件ですけれども、かねてから、課税なし法人の特定ということでご照会があったのですけれども、一応、特定されるということでお答えをしておりますので、この件につきましては控えさせていただきます。

○三好義治委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 野口委員の3回目のご質問にお答えさせていただきます。

中期財政見通しの中に含まれております八町団地の建て替えについてでございます。

鳥飼八町団地につきましては、平屋の木造住宅で16戸、現在、建っております。

建て替えにつきましては、この16戸をそのまま維持するというような考えであります。

市内ほかの3団地含めて、210戸、これを基本としてございます。数をふやすということは、基本的には考えておりません。といいますのは、市内には府営住宅が1,030戸ございますので、そちらと補完し合えるものだというふうに考えております。

集会所のトイレにつきましては、繰り返しになりますが、53か所のうち44か所でございます。限られた予算でございますが、地元と協議をしながら進めていきたいと

いうふうに思っております。

○三好義治委員長 川西課長。

○川西政策推進課長 指定管理の評価についてのご質問にお答えいたします。

全体、指定管理を総括する政策推進課の立場で、大きな流れのお話をまずさせていただきたいのですけれども、平成26年度から、本格的な公募がスタートいたしまして、また、ことしから、まだオープンにしておりませんが、毎年、評価体制が始まります。

指定管理制度、転換期に入ったと印象を持っております。

特に、この平成26年から民間が参入いたしましたところ、例えば、小川駐車場24時間態勢になりましたり、市営住宅も24時間トラブル対応になりましたり、いい意味での効果が出ておると思います。

また、今、それぞれの施設の評価、取りまとめで、私も目を通したのですけれども、全体の印象といたしましては、それぞれの指定管理者が、利用者の満足度を高めようと、いろいろ試行錯誤しているなという印象を持っております。

特に、もうちょっと踏み込んで申し上げましたら、外郭団体が、例えば、民間事業者が入った、外郭団体がちょっとこれはと、いい意味で刺激される、いろいろ、今後、どういうふうになれば利用者の方に喜んでもらえるだろうというのを、いろいろ考えをめぐらされているのが、その評価書の中から読み取れる状況でございます。

また、指定管理全体のお話なんですけれども、指定管理、基本5年でございますので、毎年、評価、チェック、何もなければ、漫然と何も積み上がりません。

ただ、毎年、このからの評価をしっかりとしていけば、同じ業者が5年見るわけで

すから、毎年改善が積み重なっていく、長い期間をかければ、随分、利用者の方にとっていい施設になると私は考えております。

それを、ちゃんと進めるために、この行革の中で、毎年の評価というのをうたっておりますし、それを政策推進課、また、担当課が上手に進めていけるように指定管理者を指導していきたいと考えております。

委員がご指摘の事業報告書でございます。確かに、条例に60日以内というふうに書かれておりまして、これは、我々市のほうに60日以内に頂戴しているのですが、評価書については、おっしゃるように指針の中で評価書を出すことというふうに定めております。

特に、期限は、市の中では切っていないのですが、この決算審査委員会に間に合うように出すのが、本来の筋だと考えておりますので、おくれらせながら、また、近々、11月に評価書がまとまりましたら、まずは、委員の皆様には何らかの形で報告できる機会を設けていただければと考えております。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 そしたら、終わりますけれども、これから、国の地方創生との関係もあり、今、事業を進められている人口ビジョンとか、地方版総合戦略とか、いわゆる、基本的な行政の方向づけの方針を決めていくということにしながら、それをもとにして、また、今後の将来の摂津市をつくっていくというふうになっていきますので、そういう点では、職員の皆さんも大変かと思っておりますけれども、8万5,000人の市民の方々がそのバックにいるのだということを常に考えていただいて、この前、国会

では、労働者派遣法が改悪されて、より働く皆さんは大変な状況になると、そうしますと、収入が少なくなるわけで、そういうことも出てきていますので、より市民の方々もしんどいと、行政もしんどいかもわからないけれども、そういう点もぜひくみ取っていただいて、8万5,000人の市民の暮らしを守るということで頑張っていたきたいということ、いつもですけれども、再度、申し上げて終わります。

○三好義治委員長 暫時休憩します。

(午後3時14分 休憩)

(午後3時15分 再開)

○三好義治委員長 再開いたします。

本日の委員会は、この程度にとどめ散会します。

(午後3時16分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務常任委員長 三好義治

総務常任委員 福住礼子